

# みやぎ国際戦略プラン (第4期)

～ “MIYAGI” のグローバル化による富県宮城の実現～

平成29年3月

宮城県

## 目 次

第1章 みやぎ国際戦略プランの趣旨と位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ P. 1
1. プラン策定の趣旨	
2. プランの位置づけ	
3. プランの期間	
第2章 宮城県の国際化の現状と課題	・ ・ ・ ・ ・ P. 2
1. 現状	・ ・ ・ ・ ・ P. 2
2. 課題	・ ・ ・ ・ ・ P. 5
第3章 基本理念と施策展開	・ ・ ・ ・ ・ P. 7
1. 基本理念	
2. 基本方針	
3. 施策展開の方向性	
4. 個別プロジェクトの位置づけ	
5. 数値目標の考え方	
第4章 施策と個別プロジェクト	・ ・ ・ ・ ・ P. 11
施策Ⅰ－1 県内企業の海外販路開拓・拡大	・ ・ ・ ・ ・ P. 12
施策Ⅰ－2 海外からの投資の促進	・ ・ ・ ・ ・ P. 22
施策Ⅰ－3 インバウンド・アウトバウンドの促進	・ ・ ・ ・ ・ P. 28
施策Ⅱ－1 多文化共生社会形成の推進	・ ・ ・ ・ ・ P. 38
施策Ⅱ－2 国際交流・国際協力活動の推進	・ ・ ・ ・ ・ P. 44
第5章 プラン推進のために	・ ・ ・ ・ ・ P. 50
1. プランの進行管理	
2. PDCAサイクルによる評価と推進	
3. 事業主体の連携	
資料編	・ ・ ・ ・ ・ P. 53
1. みやぎ国際戦略プラン(第3期)での主な取組と目標に対する実績	
2. 県内港湾・空港からの貿易の状況	
3. 宮城県に対する諸外国・地域の規制措置	
4. 宮城県の外国人延べ宿泊者数の推移	
5. 県民の出国状況	
6. 仙台空港利用状況	

## 第1章 みやぎ国際戦略プランの趣旨と位置づけ

### 1 プラン策定の趣旨

宮城県では、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城の実現」に向けた個別計画として平成18年に「みやぎ国際戦略プラン」を策定し、グローバル経済の促進とみやぎの国際的知名度の確立による富県宮城の実現を目指して取り組んできました。

この間、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により本県は壊滅的な被害を受け、このことが本県にとって大きな転機となりました。原子力発電所事故による風評被害等の影響により、外国人観光客が大幅に減少したほか、県産食品等に輸入規制がかけられたことで県内企業の海外販路が喪失するなど本県経済に大きな打撃を与え、今もなお影響は払拭できていません。その一方で、被害に対し世界中から物心両面に渡る暖かい御支援をいただき、6年以上経過した今でも震災をきっかけとした交流が続いている地域もあるなど、世界とのつながりを改めて実感するきっかけともなりました。

一方、世界の経済に目を向けると平成20年の米国に端を発する金融不安や中国の国際的影響力の増大、東南アジア諸国等の新興国の経済成長、英国の国民投票によるEU（欧州連合）からの離脱決定など、めまぐるしい変化が続いています。

この「みやぎ国際戦略プラン（第4期）」（以下「第4期プラン」という。）は、こうした状況の中、本県が目指す富県宮城の実現と震災からの復興を国際関連施策の面から推進することを目的として策定したものです。

### 2 プランの位置づけ

「みやぎ国際戦略プラン」は県政運営の基本方針である「宮城の将来ビジョン」の下、「富県宮城の実現」を目指す本県の国際関連施策についての個別計画であるとともに、震災から10年での復興を目指す「宮城県震災復興計画」の国際ビジネス及び国際観光分野における個別計画として位置づけています。

なお、第4期プランの策定にあたっては、県が有識者との意見交換や協議を重ねており、その実行に際しては産学官が共通の目的意識を持って推進していくべきものと考えています。

### 3 プランの期間

第4期プランの期間は「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」の終期に合わせ平成29年度から平成32年度までの4か年とします。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
宮城の将来ビジョン	宮城の将来ビジョン										改訂版			
宮城県震災復興計画					復旧期			再生期			発展期			
みやぎ国際戦略プラン	第1期			第2期				第3期			第4期			

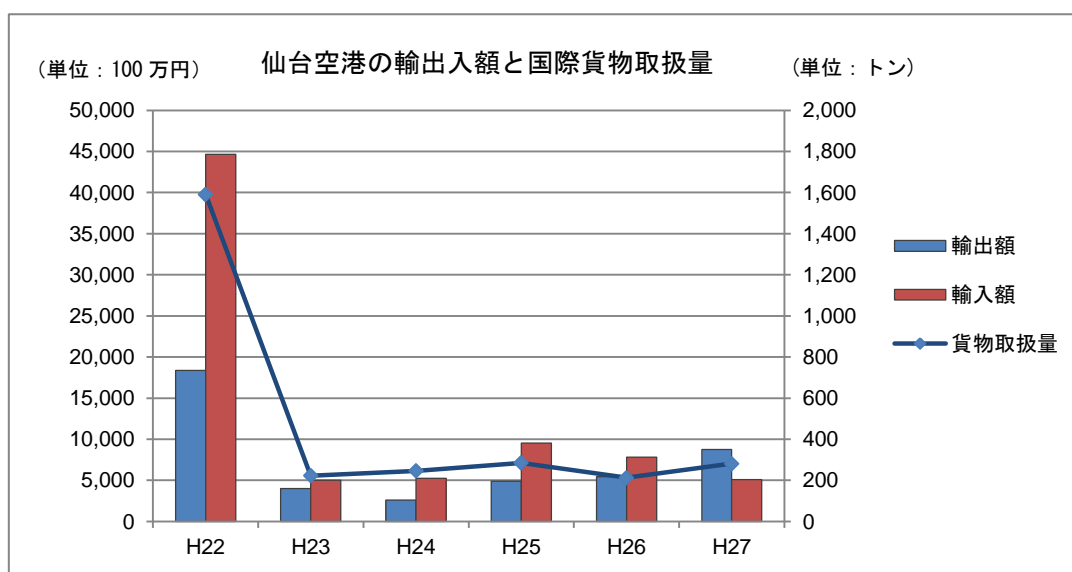
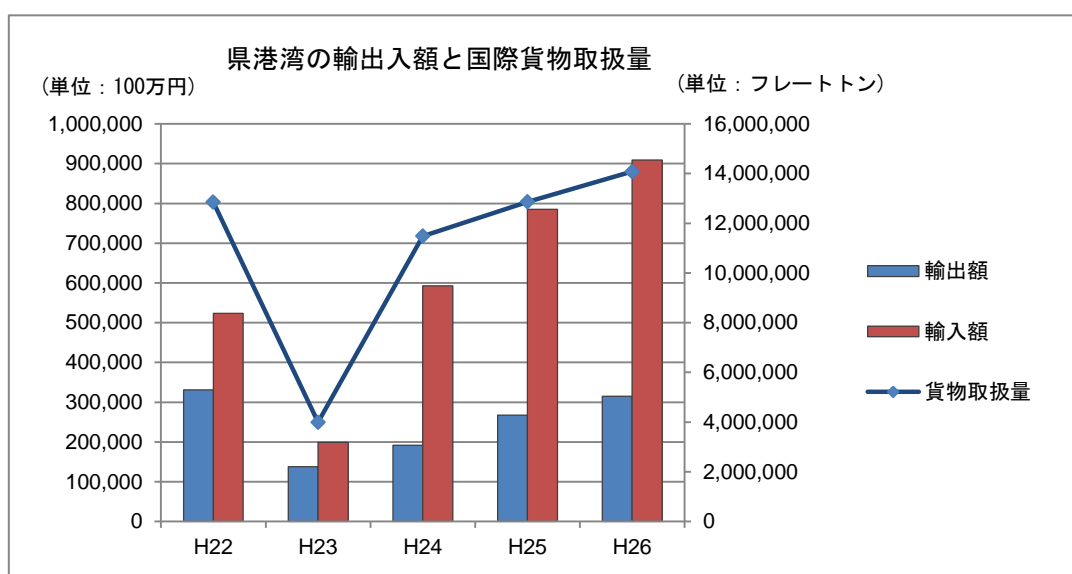
## 第2章 宮城県の国際化の現状と課題

### 1 現状

#### (1) 海外販路の開拓・拡大

平成23年3月に発生した東日本大震災と原発事故の影響等による海外諸国での輸入規制により、本県食品の海外販路は縮小・喪失しました。震災から6年以上が経過した今もなお、本県が従来重点市場としてきた中国・韓国をはじめ複数の国や地域では、本県の食品に対する輸入規制が継続されています。

そのため、食品関連を除く製造業等に関しては従来から取り組んできた中国・韓国等の東アジア諸国での取組を継続しながら、新たに台湾や、ベトナムを中心とした東南アジア諸国もターゲットとして食品関連も含めた県内企業の海外展開を支援してきました。



図：宮城県内空港・港湾からの貿易額及び国際貨物取扱量の推移

(出典) 輸出入額：横浜税関「宮城県貿易概況」

貨物取扱量(空港)：国土交通省「空港管理状況調書」

貨物取扱量(港湾)：宮城県港湾課「宮城の港湾統計」

仙台塩釜港をはじめとする県内港湾及び仙台空港を利用した輸出入に関しては、仙台空港は震災後大幅に減少してまだ回復できていませんが、港湾については震災前の水準を回復しています。

また、米国において、販路拡大に向けた取組の一環として姉妹交流関係にあるデラウェア州や現地の県人会等の交流基盤を活用して、県産品の販路開拓に取り組んでいます。

## (2) 外資系企業誘致

東日本震災後、被災地に対する補助制度等の支援が創設され、本県では国内外からの企業誘致による震災復興を目指してきました。このうち、外資系企業については、東日本大震災の被災地となったことによる認知度の高まりや、拡充したインセンティブを活用しながら、国内外での投資環境のプレゼンテーションや企業訪問等に取り組んできました。

これらの取組により、外資系企業からの投資・進出に関する問合せは増加傾向にあります。他都道府県においても積極的に誘致の取組が行われている中で、本県は外資系企業誘致競争において東京以西と比較し十分な誘致実績にはつながっていません。

## (3) インバウンド・アウトバウンド

日本を訪れる外国人観光客数は年々増加し、平成28年には2,400万人を突破し過去最高を記録しました。しかしながら、本県では平成27年になりようやく外国人延べ宿泊者数が震災前の水準を回復したところであり、全国的には大きく遅れをとっています。この傾向は本県だけではなく、東北地方全体に当てはまります。

(単位：人泊)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28(速報)
宮城県	159,490	47,860	74,590	78,400	102,550	161,250	180,930
東北6県計	505,400	183,910	232,930	288,760	354,240	525,650	641,070
全国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,242,220	42,072,820	60,509,240	64,067,520
宮城県の割合	0.61%	0.28%	0.31%	0.25%	0.24%	0.27%	0.28%

表：本県の外国人宿泊者数の推移  
(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査」

一方で、平成27年末時点での宮城県民のパスポート保有者数は約37万人(県民の約15.8%)、宮城県民の出国者数は延べ約14万人(県民の約6.1%)となっており、県民のアウトバウンドについても活発とは言えない状況となっています。

	人口	旅券保有者数 (H27 年末時点)		出国者数 (平成 27 年)	
		人口に占める割合	人口に占める割合	人口に占める割合	人口に占める割合
宮城県	2,333,899 人	368,230 人	15.8%	141,505 人	6.1%
全国総数	127,094,745 人	29,865,361 人	23.5%	15,231,234 人	12.0%

表：本県のパスポート所有者数と出国者数

(出典) 旅券保有者数：外務省「旅券統計」

出国者数：法務省「出入国管理統計」

人口：国勢調査（平成 27 年）

また、仙台空港国際線の乗降客数については、東日本大震災の風評被害による外国人観光客数の減少からは回復した一方で、航空路線の縮小等の影響によりいまだ震災前の水準を大きく下回っています。

このような中、平成 28 年 7 月には仙台空港が民営化され、民間のノウハウを活かした誘致活動により、国際線の拡充が図られており、今後、国際線乗降客数の増加が期待されます。

(単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
国際線乗降客数	271,932	87,806	178,081	172,581	166,917	172,871
(参考)国内線客数	2,554,345	1,629,296	2,488,383	2,903,052	3,046,420	2,979,434

表：仙台空港国際線乗降客数の推移

(出典) 国土交通省「空港管理状況調書」

#### (4) 外国人県民

県では、全国に先駆けて「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」及び「宮城県多文化共生社会推進計画」を制定し、異なる国籍・異なる文化を持つ住民がお互いの違いを認め合い、尊重し合う社会の形成を目指してきました。

本県の在留外国人数は震災後に一時減少したもののその後増加に転じ、平成 27 年には約 1 万 7,700 人となっています。人口に占める外国人の割合は 0.76% と少数ですが、今後も増加傾向が続くことが予想されることから、多文化共生社会推進計画に基づき「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」の 3 つの壁解消に向けて取り組んでいく必要があります。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
在留外国人数	16,101 人	13,973 人	14,214 人	15,247 人	16,274 人	17,708 人
人口に占める割合	0.69%	0.60%	0.61%	0.65%	0.70%	0.76%

表：宮城県の在留外国人数と県人口に占める割合

(出典) 在留外国人数：法務省「在留外国人統計」

人口に占める割合：宮城県推計人口年報データから算出

## (5) 国際交流と国際協力

県では中国・吉林省，米国・デラウェア州，ロシア・ニジェゴロド州など，海外の省州と友好関係等を構築し，良好な関係を継続してきました。平成29年には吉林省が友好提携30周年，デラウェア州が姉妹提携20周年の節目を迎えます。また，中華人民共和国駐新潟総領事館，駐仙台大韓民国総領事館とも良好な関係を継続しています。

国	省・州・県	提携年月	備考
中国	吉林省	1987.6	友好提携
米国	デラウェア州	1991.11	姉妹提携
ロシア	ニジェゴロド州	2010.5	協力協定（経済交流主体）

表：宮城県と友好提携等を締結している海外の省州  
(出典) 県国際経済交流課「国際課の現状」

国際協力の面では，国際協力機構（JICA）事業を活用し，アフリカ・マラウイ共和国に対して農業技術の定着と農業人材の育成に貢献してきました。それにより，マラウイ共和国政府と宮城県との間に信頼関係を築くとともに，県職員の経験蓄積による人材育成という面でも成果が出ています。

## 2 課題

### (1) 県内企業の海外展開の促進と海外販路の拡大

今後，少子化による人口減少の影響で国内市場が縮小していくことが予想されており，それに伴い海外を視野に入れたマーケティングも重要度が増していきます。これまでの海外販路拡大の取組により，新規に海外展開に取り組む事業者や海外展開に意欲的な事業者が出てきている一方で，安定的に輸出が拡大したり，輸出による利益が増加している事業者は少なく，本県の輸出額は期待ほどには伸びていないことが課題となっています。

また，中国・韓国等では県産食品に対する規制が現在も続いており，海外販路の拡大・開拓にも取り組んでいかななくてはなりません。現在重点的に取り組んでいる台湾やベトナムでの取組は継続していくとともに，新たな重点地域の開拓を検討する必要があります。

### (2) 積極的な外資系企業誘致

今後，日本における生産年齢人口減少が予想され，国内市場の縮小が見込まれる中，従来の外資系企業の二次進出を主とした現在の取組みに加え，国内未進出の外資系企業との協業契約及び代理店契約，共同研究等の実施，企業の日本進出・法人設置等の一次進出を視野に入れた取組が必要となります。

また，日本国内に限らず世界中で企業誘致競争や，IoT（モノのインターネット），AI（人工知能），次世代移動体研究等の先進技術の社会実装の競争が行われている現状をふまえ，宮城県内の重要なリソースである県内自治体や企業，研究開発機関等と連携し，既存の誘致活動よりさらに踏み込んだ積極的なアプローチが課題となっております。

### (3) 外国人観光客の獲得と県民のアウトバウンドの促進

外国人観光客数が伸び悩んでいる状況は、本県に限らず東北地方全体の傾向となっており、震災による風評被害の影響が一因とはなっているものの、海外における知名度不足や情報の不足、外国人観光客の受入体制の不十分さ等も原因になっていると考えられます。したがって、風評払拭のための取組を引き続き行うとともに、各県での取組に加え、東北地方が連携して情報発信や外国人観光客向けのルート形成の取組を目指していく必要があります。

また、インバウンド推進にはアウトバウンドの推進も両輪として取り組んでいくことが重要です。県民の海外への出国については、仙台空港が民営化や、国際線の格安航空会社の就航等を追い風として、県民の海外渡航者数を増やし、国際感覚を醸成するよう取り組んでいくことが重要といえます。

### (4) 外国人でも暮らしやすいまちづくりの推進

多文化共生社会の実現のためには、県民ひとりひとりが多文化共生の理念を理解することが必要となりますが、本県ではいまだ外国人と接することに慣れていない県民も多く、「多文化共生」という言葉自体の認知も県民の間で十分に広がっているとはいえない状況です。

そこで、「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」を解消し、外国人でも暮らしやすい環境を整えるため、市町村や関係団体との協働のもと「第2期多文化共生社会推進計画」を引き続き着実に推進するとともに、平成30年度に策定が予定されている「第3期多文化共生社会推進計画」において、より一層多文化共生社会の形成を推進していく必要があります。

### (5) 着実な海外交流基盤の強化

近年力を入れている経済面での交流をより一層強化するため、友好省州をはじめとした海外自治体との信頼関係を強化していく必要があります。特に中国・吉林省、米国・デラウェア州はそれぞれ平成29年に友好提携30周年、姉妹提携20周年を迎えることから、これを機に更に関係を深めるとともに、経済交流の強化や航空路線の拡大、国際観光振興など多方面に効果を広げていくことが重要です。

また、中国や韓国との関係については、本県では友好省や総領事館等の関係団体との良好な関係を維持できています。引き続き、国レベルの関係に左右されることなく、地方自治体同士、民間同士での顔の見える交流を継続していくことが重要です。



## 第3章 基本理念と施策展開

### 1 基本理念

“MIYAGI”のグローバル化による富県宮城の実現

### 2 基本方針

基本理念に掲げた「“MIYAGI”のグローバル化による富県宮城の実現」を推進するため、以下の2つの基本方針に基づいて施策を展開していきます。

本プランでは、基本方針Ⅰを本県の経済に直接の影響を与える「柱」として、基本方針Ⅱを直接的には経済に影響を与えないものの基本方針Ⅰに基づく施策のベースとなる「土台」として位置づけて、理念の実現に向け取り組んでいきます。

#### **基本方針Ⅰ** 県内経済のグローバル化の促進

インターネットをはじめとする情報技術の発達とSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及、空運・海運等の運送網の向上、海外との間の交流人口の大幅な増加などにより、世界との結びつきは日に日に強まっています。

経済面に目を向けると、中国では近年続いていた経済成長が陰りを見せ始め、インドやASEAN（東南アジア諸国連合）諸国をはじめとしたアジアの国々では将来的に富裕層・中間層が大きく増えることが予想されており、こちらも大きな変化を見せています。

そのような中、日本では少子化等の影響による将来的な人口の減少や国内市場の縮小が予想されており、都市部よりも地方のほうの方が受ける影響は大きいと考えられます。そのため、県内企業が生き残っていくためには国内だけではなく海外の消費者を視野に入れた展開が今後さらに重要になってくることが想定されます。

このような状況に対応するため、本県経済のグローバル化の促進をプランの柱に据え、取り組んでいきます。

#### **基本方針Ⅱ** 県内社会のグローバル化の促進

グローバル経済の促進に取り組むにあたり、県民の国際的な意識の醸成と本県の国際的な知名度の向上が重要な役割を果たします。

外資系企業の進出に伴う外国人社員の移住や、外国人観光客の増加等により、県内で外国人と接する機会は多くなります。そのため、県民の間に多文化共生の理念をはじめとした国際意識を根付かせることが重要となります。

このことから、グローバル経済の促進の取組をより効果的に進めるため、本県社会のグローバル化の促進を目指した取組を行います。

### 3 施策展開の方向性

#### (1) 基本方針Ⅰに基づく施策 ～3本の柱～

##### **施策Ⅰ－1** 県内企業の海外販路開拓・拡大

事業者が海外展開に取り組むことでより大きな市場を相手にすることができ、業績の向上、ひいては県経済の向上にもつながることが期待できます。そのため、貿易業務に

関するセミナーやアドバイザーによる支援、現地商談会等の開催・参加等を行うことにより、意欲的に海外展開に取り組む事業者の支援を行います。

#### **施策Ⅰ－２ 海外からの投資の促進**

外資系企業が県内に進出することにより、県民の雇用の創出や、外資系企業の経営手法・技術等が県内に導入されることにより、新しいビジネス機会が生まれ周囲の県内企業の国際化が進むことで地域の活性化がもたらされることが期待されます。そのため、震災復興特区や津波被害を対象とした補助制度等のインセンティブや本県の強みを活かし、東北大学を始めとする研究拠点や日本貿易振興機構（JETRO）などの関係機関と連携をさらに強め、外資系企業による県内への投資促進及び研究機関等の誘致を積極的に進めていきます。

#### **施策Ⅰ－３ インバウンド・アウトバウンドの促進**

海外からの外国人観光客に来県してもらい、宿泊や商品の購入をしてもらうことで、本県経済への効果が期待できます。また、県産品を購入して母国に持ち帰ってもらうことで、商品を輸出するのと同等の効果が期待できるほか、海外での知名度向上につながることも期待できます。

外国人観光客誘致促進のため、関係機関や他県とも連携しながら、受入体制の整備や情報発信等の取組を行います。また、あわせて本県からのアウトバウンドも促進することで、仙台空港国際線利用者数の増加と国際航空路線の維持・拡充等に取り組みます。

### **(2) 基本方針Ⅱに基づく施策**

#### **施策Ⅱ－１ 多文化共生社会形成の推進**

出身国や文化にかかわらず暮らしやすい社会づくり、環境づくりに取り組み、県民に多文化共生の理念を浸透させることで、将来的に外国人従業員の移住を伴う外資系企業誘致や、外国人観光客の誘致につなげることを狙います。また、外国人留学生の県内企業への就職を支援することで、県内企業における人材の多様化を推進します。

#### **施策Ⅱ－２ 国際交流・国際協力活動の推進**

国際交流や国際協力により、宮城県の知名度を向上させ、宮城県のファン、宮城県産品のファンを増やすことで、県産品の輸出増加や外国人観光客の増加につなげることを狙います。特に、本県と友好提携等を締結している海外自治体とは、経済交流を活発化させることで合意しており、将来的に民間同士のビジネスにつなげるため、交流基盤の強化に努めていきます。

また、JICA事業等を活用した国際協力に取り組むことで、国際社会に貢献することはもちろん、本県のことを知ってもらい愛着を持ってもらうことで、将来的なマーケット造成を狙います。

## **4 個別プロジェクトの位置づけ**

各施策の目標を実現させるため、個別プロジェクトとして重点的な取組を取り上げ、各施策の下に位置づけています。

プロジェクトの内容は多岐にわたっていますが、第4期プラン期間中に県が実施する施策す

べてを網羅しているものではありません。また、内容が第4期プラン策定時の状況をふまえたものとなっているため、情勢の変化やプロジェクトの達成状況等によって、施策の目標達成のために柔軟に取り組んでいくこととします。

## 5 数値目標の考え方

本プランでは、施策と個別プロジェクトのそれぞれに数値目標を設けています。基本的な目標数値設定の方針は以下のとおりです。ただし、目標の性質上、この方針に当てはまらないものも一部あります。

### ○目標指標の設定

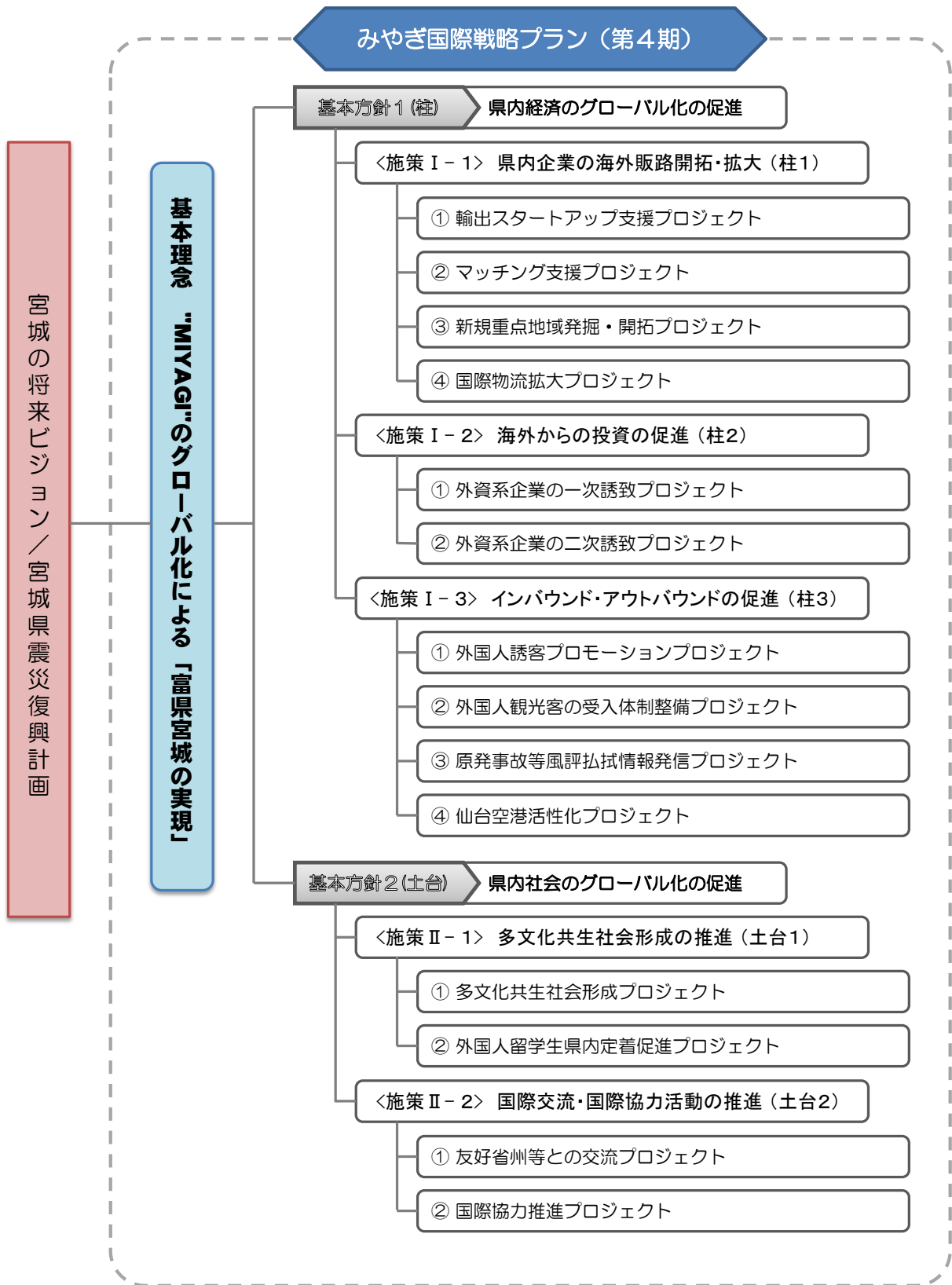
- ・個別プロジェクトにおいては「県が行った事業の実績」等を目標指標とし、施策においては「事業を行ったことによる成果」を目標指標としています。

### ○数値の捉え方

- ・目標数値は、「年度」集計とし、プラン期間中の「累計」で捉えます。一部の目標では単年度の数値を目標としているものもあります。

### ○目標値の時点

- ・第4期プランは平成32年度までを期間としていますが、目標値は「平成31年度末」時点としています。これは、32年度に次期プランを策定することが予定されているため、その時点で実績が把握できるように1年ずらしているものです。一部、他の計画等の目標との兼ね合いで違う年度の数値を目標としているものもあります。



図：第4期プラン体系図

## 第4章 施策と個別プロジェクト

次ページから、以下の施策と個別プロジェクトについて述べていきます。

### ■施策Ⅰ－1 県内企業の海外販路開拓・拡大

- ① 輸出スタートアップ支援プロジェクト
- ② マッチング支援プロジェクト
- ③ 新規重点地域発掘・開拓プロジェクト
- ④ 国際物流拡大プロジェクト

### ■施策Ⅰ－2 海外からの投資の促進

- ① 外資系企業の一次誘致プロジェクト
- ② 外資系企業の二次誘致プロジェクト

### ■施策Ⅰ－3 インバウンド・アウトバウンドの促進

- ① 外国人誘客プロモーションプロジェクト
- ② 外国人観光客の受入体制整備プロジェクト
- ③ 原発事故等風評払拭情報発信プロジェクト
- ④ 仙台空港活性化プロジェクト

### ■施策Ⅱ－1 多文化共生社会形成の推進

- ① 多文化共生社会形成プロジェクト
- ② 外国人留学生県内定着促進プロジェクト

### ■施策Ⅱ－2 国際交流・国際協力活動の推進

- ① 友好省州等との交流プロジェクト
- ② 国際協力推進プロジェクト

## 施策 I-1 県内企業の海外販路開拓・拡大

### 1 これまでの取組と現状

#### (1) これまでの取組

本県では、平成26年に策定した「みやぎ国際戦略プラン（第3期）」や平成21年に策定した「食材王国みやぎ農林水産物等輸出促進基本方針」等に基づき、中国、香港、台湾等の有力なマーケットを中心として、商談会や展示会等の開催・参加を通して、関係機関と連携しながら、海外販路の開拓・拡大に取り組んできました。

東日本大震災の後には、中国、韓国等本県が重点マーケットとしてきた複数の国や地域で本県食品に対する輸入規制が継続していることから、将来的に有望市場へと発展することが見込まれ、多くの日本企業が進出している東南アジア地域を新たにターゲットに加え、展開のための各国の法令や市場調査支援、県産品のテストマーケティング事業等に取り組んでいます。

平成27年度から実施している「ベトナム宮城県産品マーケティング支援事業」においては、ベトナム市場の有望性とあわせて、通関や食品登録等の手続きや必要経費を県が支援するスキームとしたことで県内事業者の新たな海外販路先を発掘することができました。

#### (2) 現状

これらの取組により、海外との取引を拡大したり、新規に取引を開始した事業者が出てきましたが、安定的な輸出を継続している事業者や、輸出により利益が増加している事業者はまだまだ少ないのが実情です。これは、輸出に係る通関やロジスティクス、代金決済等の膨大な貿易業務に関するノウハウ不足が解消される場合であっても、有力で信頼のおけるバイヤー等を見つけることが困難なこと、バイヤーが見つかったとしても相手方が求める数量を安定的に確保できないこと、少量輸送では物流コストが割高になるケースが多いことなどがその一因となっています。

東アジア諸国については、中国、韓国において本県産食品に対する輸入規制が続いており、県内企業の海外展開の大きな支障となっていますが、国レベルでは将来的な規制解除に向けた協議が継続されています。

ベトナムはじめ東南アジア地域をターゲットとした事業については、東南アジアが生産拠点としての魅力があることのみならず、中間層・富裕層が拡大し、消費市場としての存在感も高まっているところであり、依然として現地の物価に比して高価格帯となっている県産品をどう訴求していくか、また将来的に県内事業者が現地バイヤー等とどう商流を構築していくかといった課題が存在しています。

### 2 将来的に目指す姿

県内事業者が自社の「強み」を理解し、海外マーケットにおいて訴求力のある商品を企画立案、生産・製造するとともに、各国の市場性や法規制、通関手続等に関するノウハウを共有化していくとともに、農林水産物においては輸出の基幹となる品目が整理され実効的なプロモーションを行うことで、本県からの輸出品目及び輸出額が拡大していることを目指します。

また、県内事業者が将来的に、中間層が拡大するなど有望な市場をターゲットと見定め、それら新たな国、地域において、大手ショッピングモールや日本食レストラン等で多くの県産品が現地で受け入れられていることを目指します。また、それにより宮城県産品を好む人々が増

加することで、本県の知名度と魅力が高まり、実際に本県を訪れる人が増加する等、多方面に効果が繋がることを目指します。

さらに、友好提携等を締結している省州との経済交流をきっかけとして、民間同士のビジネスが活発に行われていることを目指します。

### 3 取組の方向性

県は、宮城県食品輸出促進協議会やJETRO等の関係機関と連携を図りながら、海外展開に向けた機運醸成や各国の市場性等の実践的な情報提供、商談会やフェアを通じたマッチング支援等を行うことで、海外展開に取り組む県内事業者を支援します。あわせて、求められる需要に対応するとともに競争力をより一層高めるため、国の新輸出大国コンソーシアム等の取組とも連携しながら事業者同士のグループ形成の促進や、他県連携等の広域的な連携にも努めるほか、単独でも海外展開できる程度の資本や技術をもつ企業に対する支援についても検討していきます。

また、米国においては、姉妹友好関係にあるデラウェア州や現地の県人会等の交流基盤を活用し、県産品のプロモーションや商談会等を実施することで、県産品の販路拡大に努めます。

さらに、海外事務所（大連、ソウル）においては、これまで培ったノウハウやネットワークを生かし、県内企業のニーズに応じて、現地パートナーの発掘や商談につながるような企業間マッチングを行うなど、県内企業に寄り添った伴走型の支援を展開します。

### 4 重点地域（あるいは重点分野）

中国、香港、韓国、台湾をはじめとした東アジア諸国及びベトナムをはじめとした東南アジア諸国を重点地域とします。ただし、社会経済情勢等に合わせて柔軟に重点地域の見直しを行うものとします。

### 5 目標と個別プロジェクト

#### （1）目標

項 目	平成 27 年度（基準値）	平成 29～31 年度（目標値）
県等が実施する商談会等での商談成約件数	18 件	41 件
（うち海外事務所商談成約数）	3 件	18 件
仙台塩釜港のコンテナ貨物取扱量（実入り）	161,901 TEU	186,000 TEU （平成31年度）
仙台空港貨物取扱量	6,033 トン	9,000 トン （平成31年度）

#### （2）個別プロジェクト

- ① 輸出スタートアップ支援プロジェクト
- ② マッチング支援プロジェクト
- ③ 新規重点地域発掘・開拓プロジェクト
- ④ 国際物流拡大プロジェクト

## 輸出スタートアップ支援プロジェクト

### 1 背景

【現状】少子化による人口減少の影響で国内市場が縮小していく一方、世界的には人口が増加しているほか、特にアジアを中心として日本製品の信頼性や和食ブーム等を背景に、市場拡大が見込まれています。そのような中、県内企業でも海外で新たな販路を開拓したり、海外への進出を拡大する機運が高まってきており、各国や地域間との経済連携協定などを通して、今後輸出拡大や海外展開を企業戦略とする県内事業者が増えてくることが予想されます。

【課題】海外展開に意欲的な事業者が出てきている一方で、安定的に輸出が拡大したり、輸出により利益が増加している事業者は少なく、ロジスティクスや代金決済等の膨大な貿易業務に関するノウハウ不足が解消された場合でも、有力で信頼のおけるバイヤー等を見つけることが困難なことや、バイヤーが見つかったとしても相手方が求めている数量を安定的に確保できないこと、少量輸送では物流コストが割高になるケースが多いことなどから、本県からの輸出額は期待ほどには伸びていないことが課題となっています。

【狙い】海外展開に関して新規で取り組む段階にあり、かつ意欲の高い県内事業者に対して、貿易実務や各国・地域の状況等に関する基礎的な講座を行うことにより情報提供を行うとともに、アドバイザーによるハンズオン型の支援を行い、海外への進出や販路開拓の敷居を低くすることを狙います。

また、既に海外輸出や海外展開を行っているものの、想定売り上げに届いていないような事業者に対しては、より実践的な戦略が構築できるよう他県を含め先進事例の調査研究や、有望な市場性に関するテーマを設定した実践的な講座を提供するなど、企業のニーズを的確に把握した上で、きめ細やかな支援を行います。

### 2 取組の方向性

#### (1) 県内企業の海外展開戦略の構築に対する支援

- ・各国・地域の市場性等を踏まえながら、JETROと連携して「実践グローバルビジネス講座」を実施し、海外展開に有益な情報を提供することで県内企業の具体的な海外展開戦略の構築を支援します。
- ・JETROと連携し、「みやぎグローバルビジネスアドバイザー（GBA）」について、県内事業者のニーズにあった専門家を配置するとともに、実践的かつ即応的な対応が可能となるよう相談窓口事業を充実させていきます。

#### (2) 海外事務所（ソウル，大連）等による支援機能の強化

- ・これまで培ったノウハウやネットワークを生かし、海外展開を図る県内事業者のニーズに応じて、現地パートナーの発掘や商談につながるような企業間マッチングを行うなど、県内企業に寄り添った伴走型の支援を展開します。

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

東アジア諸国及び東南アジア諸国を重点地域とします。

### 4 具体的な取組例

- ・みやぎグローバルビジネス総合支援事業【海外ビジネス支援室】
- ・被災中小企業海外ビジネス支援事業【海外ビジネス支援室】
- ・実践グローバルビジネス講座【海外ビジネス支援室】
- ・みやぎグローバルビジネスアドバイザー相談事業【海外ビジネス支援室】



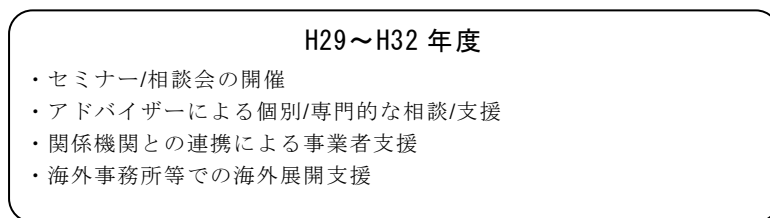
## 5 目標指標

項 目	平成 27 年度（基準値）	平成 29～31 年末（目標値）
グローバルビジネス講座参加者数	405 人	1,200 人
県・JETRO等での輸出関連相談受付件数	997 件	2,350 件

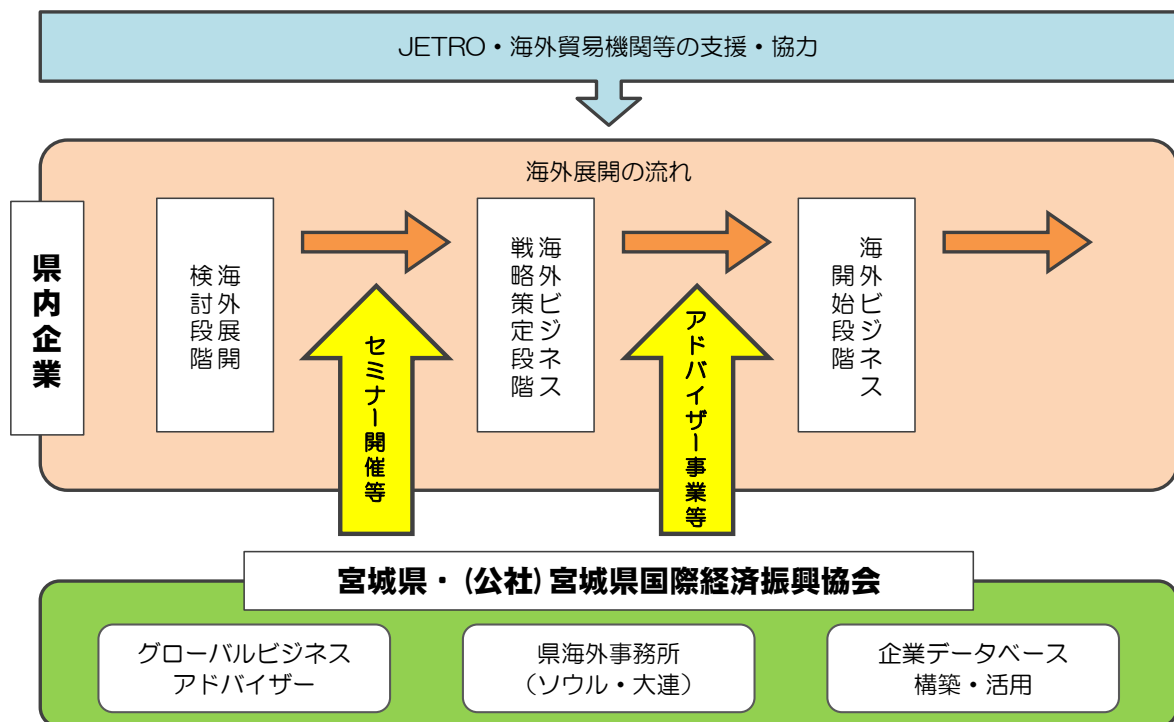
## 6 役割分担と連携

機関名	役割
宮城県	海外拠点の設置・運営／アドバイザー委嘱／セミナー開催／情報収集・提供等
国・他都道府県・関係機関	情報収集・共有／各種事業者支援
海外事務所	取引有望産品調査／関係機関との交流パイプ拡大／情報収集・提供等
県内事業者・生産者	セミナー等への参加／積極的な海外展開

## 7 スケジュール



## 8 イメージ図



## マッチング支援プロジェクト

### 1 背景

【現状】東日本大震災から6年が経過し、生産施設に関しては一定程度復旧が進んでいるものの、これまで重点的に海外ビジネスを支援してきた中国、韓国をはじめとして水産加工品や農産品の輸入規制が継続されています。また、食品関連を除く製造業においても、伸びゆく外需部門の売上げや利益率を高めていく必要性にせまられていることなどを背景に、国内外を含めて販路の再開・新規開拓が急務となっています。

【課題】このような中で、中国・韓国・台湾等東アジアでの商談会等の開催・参加を継続しながらも、そこに代わる市場の開拓・拡大を図るため、効率的なマーケット調査やB to B取引の成約に向けた有力なバイヤーとの効果的な商談をどう設定していくかが課題となっています。

また、友好省州等との交流基盤を活用した、現地のスーパーマーケット等における県産品フェアの実施等により、販路開拓に必要な商品の浸透に一定の成果が見られますが、商品の定番化には現地のマーケットを踏まえた取組をさらに進める必要があります。

【狙い】これまでのノウハウや実績のある東アジアにおいては、商談会等の開催・参加を継続して行うほか、規制が継続している中国・韓国等では現地事務所を活用して情報発信を行うなど、風評払拭にも取り組みます。また、将来有望なベトナムはじめ東南アジア地域をターゲットとした事業については、東南アジアが生産拠点としての魅力のみならず、中間層・富裕層が拡大し、消費市場としての存在感も高まっていることから、現地の物価に比して高価格帯となっている県産品を訴求していくためのテストマーケティング事業や、将来的に県内事業者が現地バイヤー等と商流を構築していくための効果的な商談会の開催や専門家を活用したハンズオン型の支援により、新たな販路を開拓することを狙います。

また、将来的な民間同士のビジネスへの発展につなげるため、友好省州等との交流基盤を活用し、経済交流の活発化に力を入れて取り組んでいきます。

### 2 取組の方向性

#### (1) 東南アジア諸国等における取組の強化

- ・貿易自由化が進展しているASEAN諸国は、約6億の人口を擁し、富裕層・中間層も拡大していることから、県産品の販路拡大の取組を強化するため、テストマーケティング事業や、成約重視型の商談会の開催、専門家を活用したハンズオン型の支援を行います。
- ・東アジアでの取組についても、海外事務所や関係機関と協働し、引き続き推進するとともに、輸入規制について、国に対して継続して緩和を要望する一方で、将来的な規制緩和に備え、必要な取組を行っていきます。

#### (2) 輸出基幹品目の設定と輸出促進

- ・県産農林水産物の輸出の基幹となる品目を設定し、長期的な視点に立った重点的な販路開拓を行います。

#### (3) 関係機関との連携や広域的な連携の促進

- ・県内事業者の効果的な海外展開を図るため、JETROをはじめとする関係機関と連携を取り、関係機関の支援制度も活用しながら事業者の支援に努めます。
- ・海外事務所の設置・運営等については、引き続き可能な限り各県と協働して行うとともに、販路拡大についても広域的な取組が推進できるよう努めます。

#### (4) 姉妹交流等を活用した販路拡大に向けた取組

- ・米国において、姉妹交流関係にあるデラウェア州や現地県人会等の交流基盤を活用し、県産品のプロモーションや商談会等を実施することで、県産品の販路拡大に努めます。

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

東アジア諸国、東南アジア諸国を重点とします。このほか、米国での姉妹提携等を活用した将来的な販路拡大に向けた取組も行うなど、重点以外の地域についても、国際経済の状況や二国間関係等の状況を総合的に判断して、販路拡大に効果的な取組を行います。

なお、農林水産物等の輸出に関する重点地域の細部については、宮城県農林水産物等輸出促進戦略において別途定めます。

#### 4 具体的な取組例

- ・ 県産食品ビジネスマッチングサポート事業【食産業振興課】
- ・ 輸出基幹品目販路開拓事業【食産業振興課】
- ・ 東南アジア県産品海外販路プロモーション事業【海外ビジネス支援室】
- ・ ベトナム等ビジネスアドバイザー業務【海外ビジネス支援室】
- ・ 各種商談会（上海，大連，台湾）【海外ビジネス支援室】
- ・ ロシアビジネス支援事業【海外ビジネス支援室】
- ・ 姉妹友好関係等を活用した海外販路開拓事業【国際経済・交流課】

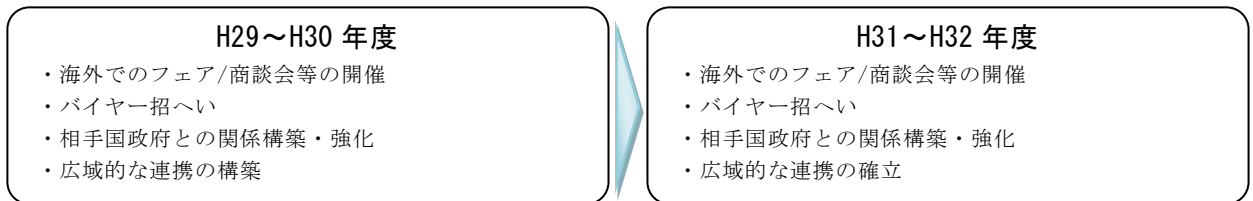
#### 5 目標指標

項目	平成 27 年度（基準値）	平成 29～31 年末（目標値）
県等が実施する商談会等での商談数	249 件	796 件
交流基盤を活用した県産品の紹介品目数	33 品目	120 品目

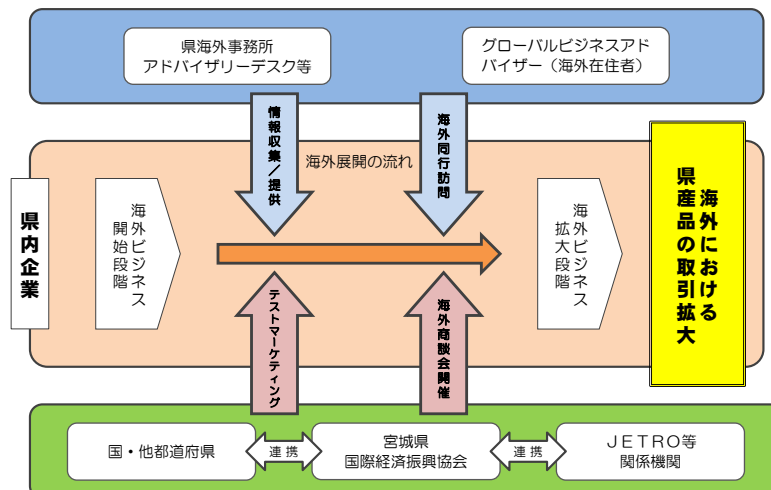
#### 6 役割分担と連携

機関名		役割
日本	宮城県	海外でのフェア・商談会の開催／相手国政府，関係機関等との関係構築・強化
	県内企業	県産品の販売，他産地との連携／東南アジアでのビジネスの課題抽出
	国・他都道府県・関係機関	情報収集・共有／各種事業者支援
相手国	各国政府	県事業への協力・支援
	各国企業・関係機関	海外でのフェア・商談会等への参加

#### 7 スケジュール



#### 8 イメージ図



## 新規重点地域発掘・開拓プロジェクト

### 1 背景

【現状】本県では、震災以前から中国、韓国をはじめとした東アジア諸国を重点地域として、県内企業の海外展開支援を行ってきました。しかしながら、東日本大震災による原発事故の影響等により、これまで県が重点的に支援してきた中国、韓国をはじめとする東アジアで県産食品に対する輸入規制が継続されていることから、親日感情を持ち震災に対しても多大な支援をいただいた台湾や、将来的に有望と見込まれるベトナムを中心とした東南アジアでの販路開拓・拡大の取組を強化してきました。なお、食品関連を除く製造業については東アジア諸国での商談会の開催・参加等の取組を継続しています。

【課題】台湾やベトナムでの販路開拓の取組が一定の成果を上げてきている中で、時間が経過するにつれて、自治体間競争も激しくなることから、それらに続く新たなターゲットとなる国・地域について検討する必要があります。それにあたっては、候補となる各国の経済状況や将来性、国民の嗜好性、県内企業のニーズ等様々な点を調査し、比較検討しなくてはなりません。

【狙い】今後、更なる海外販路拡大を目指すため、台湾・ベトナムに続く新たな重点地域を検討し、将来的にその地域での県内企業の販路拡大を狙います。

### 2 取組の方向性

#### (1) 新たな重点地域の検討

- ・国や関係機関の先行調査等を参考に、その国・地域の経済状況、将来性、日本・本県との結びつき、他県の進出状況等、多角的に考慮しながら検討を行います。
- ・検討にあたってはJETRO等の関係機関と連携を行うとともに、必要に応じて民間の調査会社等も活用します。

#### (2) 候補地でのテストマーケティング等の実施

- ・候補地の絞り込みをした後、実際に県産品の展開の可能性を確認するため、職員による現地調査を行うとともに、テストマーケティングや現地バイヤー・メディアの招請等を試験的に実施します。

#### (3) 他事業との連携可能性の検討

- ・外国人観光客誘致の取組により、本県の知名度が向上し、販路開拓との相乗効果も期待できることから、インバウンド促進の取組との連携の可能性も探ります。

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

特に地域は限定せず、幅広く検討を行います。なお、検討の対象としては、新規とはいっても必ずしもまったく取り組んだことのない地域に限定するのではなく、以前に取組を行っていたところや、現在も取組を行っているものの具体的なビジネスまで発展していない地域等も含めるものとします。

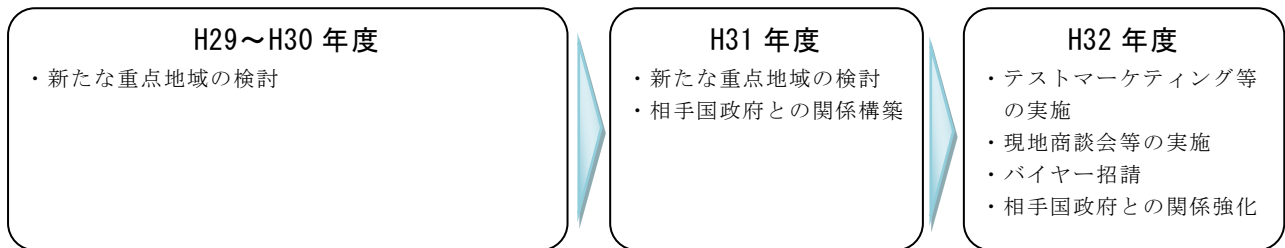
### 4 具体的な取組例

- ・台湾・ベトナムに次ぐ新たな重点地域を調査・検討します。【国際経済・交流課/海外ビジネス支援室/食産業振興課】
- ・候補地選定後、現地でテストマーケティング等を行います。【海外ビジネス支援室】

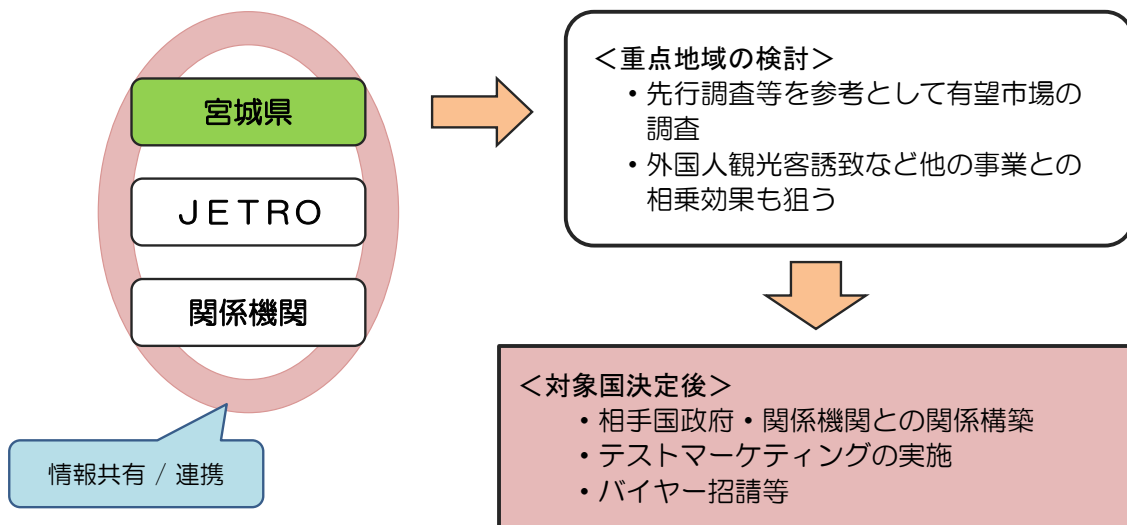
## 5 役割分担と連携

機関名	役割
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな海外販路の検討／方針の決定</li> <li>・候補地の現地調査／テストマーケティング等</li> </ul>
J E T R O, 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・提供等</li> </ul>
県内企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供</li> <li>・テストマーケティングへの協力等</li> </ul>

## 6 スケジュール



## 7 イメージ図



## 国際物流拡大プロジェクト

### 1 背景

【現状】本県には東北唯一の国際拠点港湾の仙台塩釜港と、東北唯一の国管理空港の仙台空港があり、東北の発展を支えるゲートウェイとして、交通の拠点のみならず、東北地方の物流の拠点となっています。仙台塩釜港では、利用者ニーズへの迅速な対応や港湾サービス向上など「使い勝手の良い港づくり」を進めてきたことで、港湾の国際貨物については、ほぼ震災前の水準に戻りつつあります。なお、仙台空港の航空貨物については、平成27年度の取扱量が約6,000トンと震災前の6割の水準に止まっています。

【課題】仙台塩釜港は、東北全体の産業発展を牽引する国際海上物流拠点としての役割を求められており、引き続き港湾機能の着実な強化を進めるとともに、新たな集貨策や利便性の向上等を通じた利用促進を図る必要があります。また、航空貨物については、荷主のニーズ等に応じた輸送ルートの構築と、県産品等の輸出を促進する体制の整備が不可欠です。

【狙い】港湾貨物、航空貨物ともに国際貨物の更なる取扱量の拡大を目指します。仙台塩釜港については、港湾機能の強化と合わせて、充実した航路などの強みを広くPRし、その強みを活かした戦略的なポートセールスを展開します。また、航空貨物については、仙台国際空港株式会社や東北からの輸出拡大を目指す団体等と連携し、荷主のニーズ等に応じた仙台空港への貨物の集約と共同輸出体制の構築を目指します。

### 2 取組の方向性

#### (1) 港湾貨物の取扱量拡大に向けた取組

- ・港湾施設の拡張や荷役機械等の整備を行うほか、荷主への企業訪問や各種セミナーの開催に取り組めます。また、船会社等に対して仙台港区への貨物集積状況や施設整備の状況等に関する情報提供を行うなど、継続したポートセールス活動を実施します。
- ・関係機関と連携して物流実態や課題等の把握を行い、官民一体となって「使い勝手の良い港づくり」に取り組めます。

#### (2) 仙台空港の貨物取扱量の拡大に向けた取組

- ・仙台国際空港株式会社や東北からの輸出拡大を目指す団体等と連携し、荷主のニーズ等に応じた仙台空港への貨物集約と航空貨物の創出を図ります。

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

港湾貨物・航空貨物については、貨物動向や県内外の消費生産動向、輸出品目、荷主のニーズ等に応じて、最適な輸送ルートと輸出推進体制の構築を目指します。

### 4 具体的な取組例

- ・荷主企業や船会社等を対象としてポートセールス活動を継続して実施します。【港湾課】
- ・セミナー等の開催により、仙台塩釜港及び仙台空港に関する情報を発信し、貨物取扱量の拡大を図ります。【港湾課・空港臨空地域課】
- ・コンテナ貨物の増加等に対応するため、港湾機能の整備を行うとともに、荷主企業等の利便性向上に関する検討を行います。【港湾課】

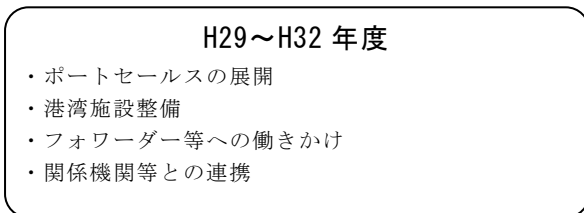
### 5 目標指標

項目	平成27年度（基準値）	平成29～31年度（目標値）
ポートセールス件数（企業訪問数）	91件	300件

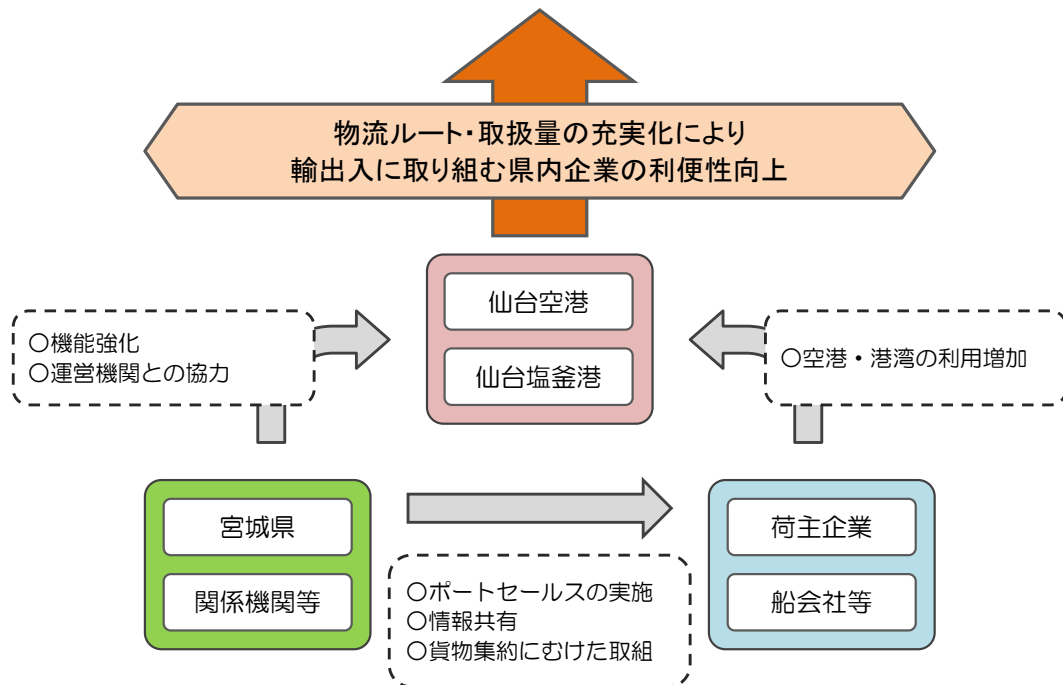
## 6 役割分担と連携

機関名	主な役割
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業訪問等ポートセールスの実施</li> <li>・各種セミナー等での情報発信</li> <li>・港湾施設等整備</li> <li>・利用促進のための利便性向上の検討，実施</li> </ul>
荷主企業・船会社等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用拡大に関する情報交換，情報提供</li> </ul>
関係機関・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物流実態や課題等の把握，検討，報告，情報提供</li> <li>・共同輸出体制の構築，海外販路開拓支援</li> </ul>
仙台国際貿易港整備利用促進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進に向けた情報発信等，貨物集約に向けた誘導策の実施</li> <li>・ポートセールスの活動の実施</li> </ul>
仙台国際空港株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進に向けた情報発信，セールス活動等</li> </ul>

## 7 スケジュール



## 8 イメージ図



## 施策 I-2 海外からの投資の促進

### 1 これまでの取組と現状

#### (1) これまでの取組

本県では、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とした「宮城の将来ビジョン」の中で、富県宮城の実現に向けて企業の誘致と育成に取り組んでいます。このビジョンに基づき、欧米諸国を中心とした有望企業の発掘とビジネスマッチングを累次にわたり実施しました。また、外資系企業の立地プロセスに沿って、協業契約及び代理店契約、共同研究等の実施、企業の日本進出・法人設置等へと段階的に展開することを目指し、本県が培った人的ネットワークを通じて外資系企業の掘り起こしを行い、本県進出の足がかりとなるビジネスマッチングを実施するとともに、法人設置等に向けた活動を支援してきました。

東日本大震災後は、企業・団体から県内への拠点進出に関する問い合わせが増加しており、また、国内他地域にはない民間投資促進特区等のインセンティブが充実していることから、本県の投資環境は大きく変化しています。このような中、これまでに国内外で投資環境プレゼンテーションや企業訪問を行うとともに、英語による新たなウェブサイトの構築やパンフレット作成を実施し、本県投資環境のPRに継続的に取り組んできました。

#### (2) 現状

これらの取組により本県を進出先として選ぶ外資系企業が徐々に増加してきましたが、東京以西と比較し、数は少ないのが現状です。また、国では、対日投資推進会議等を設置し、日本への注目度が増すオリンピックが開催される平成32年までに対日投資残高を倍増させるべく外資系企業の誘致を積極的に進めております。

本県では、現在、IT産業、製造業等の誘致を中心に進めていますが、製造業については本県への企業誘致における重点8分野（自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業、木材関連産業、医療・健康関連産業、クリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業、船舶関連産業）は定められているものの、本県のビジネス環境に合致する企業への積極的なアプローチはできておらず、本県のビジネス環境に合致する重点分野の絞り込みや該当する具体的な外資系企業の把握といった課題があります。

また、外資系企業からの投資・進出に関する問合せは増加傾向にあり、県内にオフィス等を設ける事例も出ていますが、現況調査による企業情報の把握や海外本社への企業訪問等のフォローが困難となっていることから、他機関と連携した取組が必要となってきています。

### 2 将来的に目指す姿

外資系企業は国内企業と同様、新たな雇用を生み出します。また、ITサービス系の企業であれば、技術研究職や事務職の拡大につながります。本県では、外資系企業が県内に進出することにより、県民の雇用の創出や、県外・海外から従業員が県内に移住することで地域の活性化につながることを目指します。また、企業関係者の出張等で空港利用者の増加や製品の輸出等で航空貨物や港湾利用といった物流の活発化も見込まれます。さらに、外資系企業の経営手法・技術等が県内に導入されることにより、新しいビジネス機会が生まれ周囲の県内企業への好影響がもたらされることをねらいます。



人材についても、民間企業および教育機関と協力することで長期的に重点産業の育成をおこなわれ、多様性の高い社会が形成され、宮城県の社会や域内企業の国際化を目標とします。また、特定産業に特化することで、産業別の国際会議誘致やコンベンションの開催に向けた機運が形成され、これにより海外、現地企業の参加を多数集め、ビジネス観光客の誘致という波及効果をもたらされることを企図します。

### 3 取組の方向性

震災復興特区や津波被害を対象とした補助制度等の新たなインセンティブや本県の強みである自動車や半導体といったグローバル企業を核とした産業集積や防災対策等の優位性を積極的に発信し、製造業やIT産業もターゲットとした誘致活動を海外に向けて積極的に行うほか、既に国内進出済の外資系企業を対象とした本県進出（二次進出）に向けた誘致を図ります。

また、効果的・効率的な情報収集や情報発信を行いながら、東北大学を始めとする研究拠点やJETROなどの関係機関と連携をさらに強めるとともに、必要に応じて隣県との連携を図りながら、外資系企業による県内への投資促進及び研究機関等の誘致を積極的に進めていきます。

そのため、東北大学等との連携によって関連分野における県内企業の技術力を強化するとともに、本県や東北大学等がこれまでに築いてきた海外との信頼関係を積極的に活用し、大学と企業、または企業間同士の新たな関係構築を図ります。

さらに、2020年東京オリンピック開催にともなう日本への注目を活用した誘致活動をおこないます。

### 4 重点地域（あるいは重点分野）

地域については、友好提携等を締結している省州を有するアメリカ、第四次産業革命における先端技術を有するイギリス、イスラエル、EU諸国（ドイツ等）が想定されます。

分野については、県内企業のバリューチェーンの穴を埋める産業であり、かつ日系企業に比し外資系企業に強みがある航空宇宙産業、ICT産業、ライフサイエンス等が想定されます。

### 5 目標と個別プロジェクト

#### （1）目標

項目	平成27年度（基準値）	平成29～31年度（目標値）
進出企業件数	1件	5件

#### （2）個別プロジェクト

- ① 外資系企業の一次誘致プロジェクト
- ② 外資系企業の二次誘致プロジェクト

## 外資系企業の一次誘致プロジェクト

### 1 背景

【現状】日本国内で少子高齢化や人口減少が進展し国内の市場の縮小が予見される中、各自治体において国内企業だけではなく海外に所在する企業にも照準を当てた誘致活動が増加しています。しかしながら、日本における外資系企業の本社は約8割が東京に集中しており、地方自治体が最初の進出先として選ばれるケースもあるものの、宮城県を最初の進出先として選ぶ外資系企業の数に限られています。

【課題】こうした中で、国では、対日投資推進会議等を設置し、東京オリンピックが開催される平成32年までに対日投資残高を倍増させるべく外資系企業の誘致を進める方向であり、その一環として平成31年、平成32年にRegional Business Conferenceを地方自治体と連携し開催予定であることから、こうした機運を捉えた取組みが必要となっております。

このため、本県のみならず地域内の重要なリソースであるJETROや東北大学や仙台市といった関係機関と協働し、域内の課題に対応した総合的な誘致をおこなうことが課題となっています。

また、本県の強みである自動車産業や高度電子機械産業はライバルとなる他地域と比し最も進んで集積しているとは言い難く、既存の重点分野であるIT産業やものづくり重点8分野を強化し、企業にとっても本県のメリットを最大限に享受できるような進出に積極的にアプローチしていくことが課題となっています。

【狙い】そこで、本プロジェクトでは、関係機関と連携し誘致対象重点分野を選定し、外資系企業の本県への一次進出をターゲットとして、本県のビジネス環境を積極的に情報発信し、誘致活動を展開します。県内企業の生産性向上に資する、今後成長を見込める企業や産業集積を図る分野と親和性の高い企業やバリューチェーンに欠けている企業の補完を目指し、進出案件を創出していきます。

### 2 取組の方向性

#### (1) 誘致対象重点分野の選定

重点分野は、民間投資促進特区や企業立地奨励金の対象であるものづくり産業8業種とIT関連産業を中心とし、有識者の意見を参考にしながらさらなる絞り込みを行うこととします。

#### (2) 重点分野への特化した企業訪問・インダストリアルツアー、情報発信の実施

重点分野の外資系企業が立地している国において、海外ネットワーク（大使館・商工会議所・JETRO・キーパーソン等）を活用し、本県進出に関心のある企業を発掘するとともに、より広範に企業に本県への進出の検討を促すため、重点分野の展示会、見本市、国際会議、セミナー等に参加し、プロモーションをおこないます。また、国家戦略特区を有する実証実験の適地としての優位性等を外資系企業へPRします。

企業訪問による直接的なコンタクトに加え、外資系企業誘致向けウェブサイト「Invest Miyagi」のコンテンツを充実させ、タイムリーでグローバルな情報発信を実施します。

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

民間投資促進特区や企業立地奨励金の対象であるものづくり産業8業種とIT関連産業を中心とし、有識者の意見を参考にしながらさらなる重点分野の絞り込みを行います。

### 4 具体的な取組例

#### ・海外におけるプロモーションの実施

産学官・研究連絡会において検討した具体的なアプローチをふまえ、海外で展示会に出展し企業訪問を実施し、情報収集や情報発信を行い誘致・投資を促進します。

< 内容等 >

- ・誘致における重点分野を選定します。【国際経済・交流課】
- ・重点分野に関し企業訪問，セミナーや展示会を通じて企業の掘り起こしを行います。  
【国際経済・交流課】
- ・外資系企業・研究機関等のインダストリアルツアーを実施します。【国際経済・交流課】
- ・「Invest Miyagi」を通して，タイムリーでグローバルな情報を発信します。【国際経済・交流課】

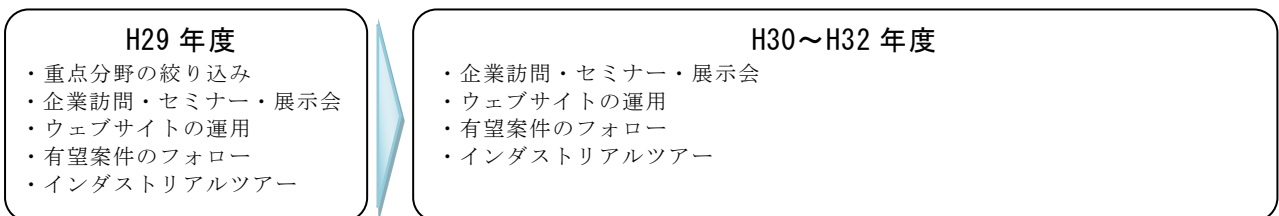
5 目標指標

項目	平成 27 年度 (基準値)	平成 29～31 年度 (目標値)
海外における投資環境プレゼンテーション (累計)	2 件	6 件

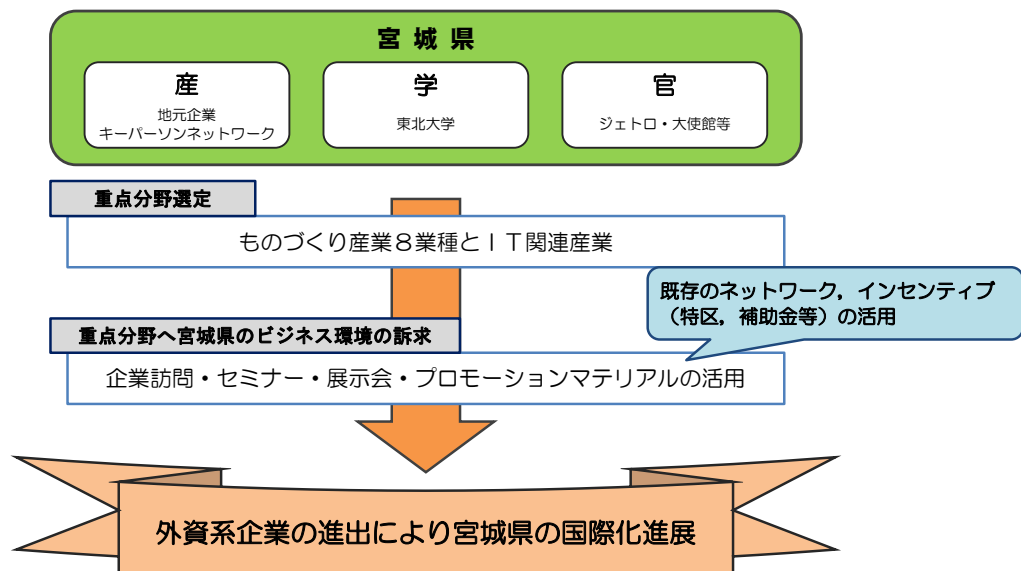
6 役割分担と連携

機関名	役割
東北大学	外資系企業との共同研究／有望外資系・地元企業の情報提供
JETRO 海外ネットワーク	企業調査／有望外資系企業の情報提供／投資環境セミナー開催支援／国内外展示会に関する情報提供／海外ベンチャーとの連携促進
宮城県	個別企業訪問／投資環境セミナー／外資系企業インダストリアルツアー／国内外展示会への参加／海外ネットワークとの情報交換／県内ビジネス資源の掘り起こし・情報発信／ウェブサイト運用／海外ベンチャーとの連携促進

7 スケジュール



8 イメージ図



## 外資系企業の二次誘致プロジェクト

### 1 背景

【現状】 国外の人件費高騰や工場の自動化に伴い、日本では全国的に企業による生産拠点や研究開発拠点の新設・拡充の動きが活発化しています。東日本大震災後、外資系企業・関係機関から県内への拠点進出に関する問い合わせの増加や、民間投資促進特区など国内他地域にはないインセンティブの充実により、本県の投資環境は大きく変化しています。このような背景のもと、これまで東京でのセミナー開催や、国内外での投資環境プレゼンテーションや企業訪問を行うとともに、英語によるウェブサイトの構築やパンフレット作成を行い、本県の投資環境PRを行ってきました。

【課題】 しかしながら、対日直接投資の実績が諸外国と比較して低調であり、外資系企業の拠点は誘致に関する地域内連携を進めている東京以西で大勢を占めているのが現状です。こうした中、グローバル展開しているIT企業の大規模保守・運用センターの立地など具体的な案件につながる萌芽が徐々に増加しています。このことから、本県の強みであるグローバル企業を核とした産業集積や交通インフラなどの優位性を積極的に継続して発信していくことが必要です。

【狙い】 そこで、本プロジェクトでは、国内のビジネス事情に精通している既進出外資系企業の本県への二次進出をターゲットとして、本県のビジネス環境を積極的に情報発信し、誘致活動を展開します。特に、東日本大震災以降、企業のリスクマネジメントの必要性が高まっており、このニーズに対応してリスク分散・バックアップ拠点として本県の立地優位性をPRし、誘致対象重点分野を設定し、進出案件を創出していきます。

### 2 取組の方向性

#### (1) 誘致対象重点分野の選定

重点分野は、民間投資促進特区や企業立地奨励金の対象であるものづくり産業8業種とIT関連産業を中心とし、有識者の意見を参考にしながらさらなる絞り込みを行うこととします。

#### (2) 企業訪問・セミナー・インダストリアルツアーの実施

日本に進出している大半の外資系企業が立地している東京を中心に主に企業訪問・セミナーによる誘致活動を展開します。また、大規模災害時のバックアップ機能を有する活動拠点としての優位性等を外資系企業へPRします。

海外ネットワーク（大使館・商工会議所・JETRO・キーパーソン等）を活用し、本県進出に関心のある企業を発掘するとともに、より広範に企業に本県への進出の検討を促すため、国内で行われる国際産業見本市等に出展している企業ブース訪問や投資環境セミナー開催により本県に関心の高い企業を発掘し、さらに、具体的ニーズのある企業に対しては、インダストリアルツアーを提案し、宮城県を周知する取組を進めます。

#### (3) 県内ビジネス資源の発掘と情報発信

外資系企業を本県に呼び込むためには、本県がビジネスに適した環境であることを知ってもらうことが必要不可欠です。

本県には、グローバル企業を核とした産業集積、東北大学を中心としたR&D（研究開発）資源、仙台市を始めとする県内市町村の産業クラスター化の動き、実証実験に関する国家戦略特区等、外資系企業に対しても魅力的なビジネス資源があり、これらの情報を発信することが大きな鍵となります。

企業訪問による直接的なコンタクトに加え、外資系企業誘致向けウェブサイト「Invest Miyagi」のコンテンツを充実させ、タイムリーでグローバルな情報発信を実施します。

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

民間投資促進特区や企業立地奨励金の対象であるものづくり産業8業種とIT関連産業を中心とし、有識者の意見を参考にしながらさらなる重点分野の絞り込みを行います。

#### 4 具体的な取組例

- ・誘致における重点分野を選定します。【国際経済・交流課】
- ・既進出外資系企業の生産・開発拠点や販売拠点の新設・拡充等の二次進出を促します。  
【国際経済・交流課】
- ・企業訪問，セミナーや展示会を通じて企業の掘り起こしを行います。【国際経済・交流課】
- ・「Invest Miyagi」を通して，タイムリーでグローバルな情報を発信します。【国際経済・交流課】

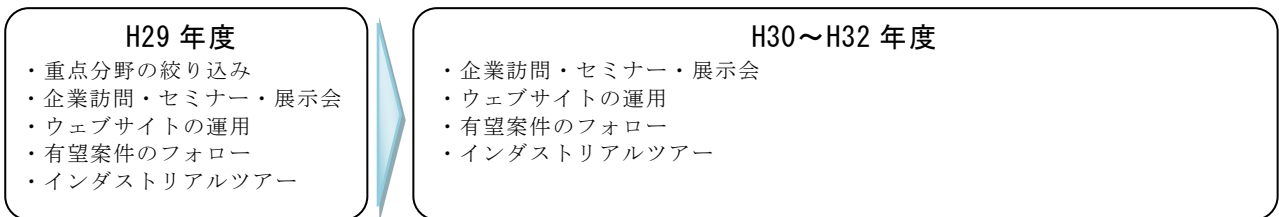
#### 5 目標指標

項目	平成 27 年度（基準値）	平成 29～31 年度（目標値）
企業訪問数（累計）	80 件	240 件

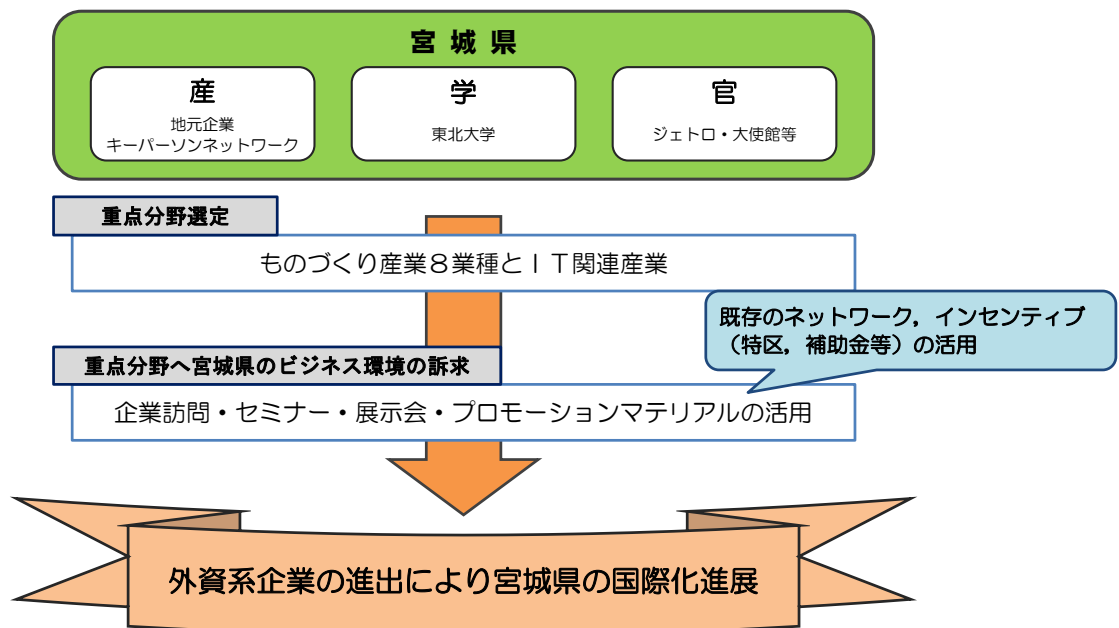
#### 6 役割分担と連携

機関名	役割
東北大学	外資系企業との共同研究／有望外資系・地元企業の情報提供
JETRO 海外ネットワーク	企業調査／有望外資系企業の情報提供／投資環境セミナー開催支援 ／国内外展示会に関する情報提供
宮城県	個別企業訪問／投資環境セミナー／外資系企業インダストリアル ツアー／国内外展示会への参加／海外ネットワークとの情報交換／ 県内ビジネス資源の掘り起こし・情報発信／ウェブサイト運用

#### 7 スケジュール



#### 8 イメージ図



## 施策 I-3 インバウンド・アウトバウンドの促進

### 1 これまでの取組と現状

#### (1) これまでの取組

本県では、平成19年に「みやぎ観光戦略プラン」を策定し、その後改定を重ねて現在は平成26年に策定した「第3期みやぎ観光戦略プラン」に基づいて観光客の誘致に取り組んできました。特に外国人観光客については、平成23年の東日本大震災以降、風評被害等の影響により大幅に減少したため、海外に向けた正確な情報発信や、無料Wi-Fiの設置等の受入態勢整備を実施することでインバウンドの拡大に努めました。

複数の国際定期路線を有する仙台空港については、震災からの創造的な復興の早期実現を図るため、国の空港経営改革の動きに呼応し、全国に先駆けて民営化を推進した結果、平成28年7月から、仙台国際空港株式会社による民間運営が開始されました。

仙台空港国際線の拡充に向けて、仙台空港国際化利用促進協議会等によるエアポートセールスを積極的に実施するとともに、国際線の更なる利用拡大に向けて、仙台空港発着の海外旅行者を対象としたパスポート取得促進キャンペーンや各種メディアを活用したプロモーションを展開してきました。

#### (2) 現状

本県への外国人観光客数、本県からの出国者数等は順調に伸びているとは言いがたい状況です。外国人観光客宿泊者数に関しては、平成27年に161,250人となり、震災から5年を経てようやく震災前の宿泊者数を上回りました。この間、全国的に訪日外国人が大幅に増加し、訪日外国人旅行消費額も大きく上昇していますが、本県をはじめ東北地方ではその流れから大きく取り残されています。

一方で、県民の海外渡航の状況は、平成27年の実績で出国者数が141,505人、パスポート取得者数は5年旅券、10年旅券を合わせて368,230人となっています。これはいずれも人数としては全国で20番目前後となりますが、人口比で見た場合は全国で30番前後と低水準となっており、県民の海外渡航が活発とは言いがたい状況です。

### 2 将来的に目指す姿

本県を訪れる外国人観光客が増加し、県内観光地において、国籍の違いに関わらず誰に対してもおもてなしができるような受入体制が整備されていることを目指します。さらに、仙台空港の航空路線の新規就航や増便を図るなど、海外との交流人口の拡大を目指します。

### 3 取組の方向性

ここでは、国や東北各県、東北観光推進機構等の関係機関と連携した外国人観光客の誘客促進や、県民の海外渡航の促進に取り組みます。

また、仙台空港を拠点とした交流人口の拡大を図るため、仙台国際空港株式会社や仙台空港国際化利用促進協議会等と連携し、航空路線の拡充に向けたエアポートセールスや、航空需要を喚起する取組を積極的に実施します。

外国人誘客促進としては、国際旅行博覧会への出展やメディア招請等による海外に向けたプロモーションの強化や、観光地での無料Wi-Fiの設置等による受入体制の整備、原発事

故による風評を払拭するための情報発信の強化等に取り組むとともに、韓国・ソウルと中国・大連にある海外事務所を活用して旅行商品の造成を図ります。また、仙台市、仙台空港周辺エリア及び松島湾エリアを復興観光拠点都市圏として構築し、外国人観光客が旅行しやすい環境の整備を図ります。台湾、中国、韓国、香港等の東アジア諸国を重点として取り組むとともに、欧米に向けても情報発信を強化し、観光客の誘致を図ります。

さらに、仙台空港国際線の利用拡大を図るため、県民等のパスポート取得を促進する取組や各種メディアによるプロモーションを実施し、仙台空港からの海外旅行の促進に取り組めます。

#### 4 重点地域（あるいは重点分野）

外国人観光客の誘致に関しては、台湾を最重点地域とし、その他、中国、韓国、香港を重点地域として取り組みます。一方で、海外旅行需要の喚起については、海外教育旅行やパスポート取得の促進などに重点的に取り組みます。

#### 5 目標と個別プロジェクト

##### (1) 目標

項 目	平成 27 年度（現在値）	平成 31 年度（目標値）
外国人延べ宿泊者数	1 6 . 1 万人泊	5 0 万人泊 (平成 32 年度目標)
仙台空港国際線乗降客数	1 6 0 , 1 6 9 人	4 1 0 , 0 0 0 人

##### (2) 個別プロジェクト

- ① 外国人誘客プロモーションプロジェクト
- ② 外国人観光客の受入体制整備プロジェクト
- ③ 原発事故等風評払拭情報発信プロジェクト
- ④ 仙台空港活性化プロジェクト

## 外国人誘客プロモーションプロジェクト

### 1 背景

【現状】訪日外国人旅行者が過去最高を更新する中、本県及び東北地方の外国人宿泊者数は震災前の水準を回復したにすぎず、全国的には大きく遅れをとっています。

そのため本県では、台湾、中国、韓国、香港を重点市場と位置づけ、国や東北観光推進機構と連携し、現地での国際旅行博への出展や旅行会社やブロガー等の招請等を行い、知名度向上を図ってきました。

中でも台湾を最重点市場と位置づけ、教育旅行やインセンティブツアーの誘致のほか、現地サポートデスクを設置することで情報発信機能を強化し、宮城・東北の知名度向上を図っています。

【課題】外国人旅行者の誘致に向けては、東北一体となった取組が不可欠であることから、東北観光推進機構や東北各県と連携した誘客プロモーションが必要となります。

また、未だ根強い福島第一原発事故の風評の影響により、重点市場のうち韓国及び香港からの回復が著しく遅れていることから、粘り強く、正確で的確な情報発信に努める必要があります。

【狙い】重点市場からの誘客をさらに促進させるため、市場ごとにターゲットを絞ったテーマ性のある観光情報を発信するほか、風評払拭に向けた情報発信を強化します。

さらに、仙台空港民営化を契機とした航空路線の拡充や2020年東京オリンピック・パラリンピック開催により、外国人旅行者の増加が期待されることから、東北観光推進機構を中心に、東北各県や国及び日本政府観光局（JNTO）等とも密接に連携し、誘客に努めていきます。

### 2 取組の方向性

#### (1) テーマ性のある誘客プロモーションの実施

祭りや文化、和食、日本酒といった観光資源を的確に発信するとともに、市場のニーズに合わせたプロモーションを展開します。特に、最重点地域である台湾は、現地サポートデスクを活用した情報発信・収集機能を強化するとともに、教育旅行やインセンティブツアーの更なる誘致に向けて積極的に取り組みます。

#### (2) 重点及び有望市場へのプロモーションの実施

重点市場である中国、韓国及び香港については、JNTOや航空会社等と連携した観光セミナーや招請事業、メディアを活用した情報発信等により誘客を図ります。

また、有望市場である東南アジアや、近年増加傾向にある欧米に対しては、知名度向上を目的とした情報発信を強化します。

#### (3) 東北一体となったプロモーションの実施

東北観光復興に向けて新たに創設された交付金等を活用し、東北観光推進機構や東北各県と連携した東北一体となった事業を展開します。また、東北観光推進機構が設定した東北地方の広域観光周遊ルート「日本の奥の院・東北探訪ルート」の6つのモデルコースと21の旅行会社向けセールス用モデルコースを活用したプロモーションを展開します。

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

台湾、中国、韓国、香港を重点地域とし、中でも台湾を最重点として取り組みます。

### 4 具体的な取組例

#### ・外国人観光客誘致促進事業【観光課】

台湾をターゲットとして、国際旅行博への出展や海外メディア、パワーブロガー招請、教育旅行誘致に向けた教育旅行説明会等を行います。

#### ・外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業【観光課】



中国を対象にして、東京都や北海道と連携した観光セミナー・商談会及び招請事業、航空会社と連携した招請事業を実施するとともに、韓国及び香港を対象として旅行会社やメディア等招請事業を実施します。

・東北連携による外国人観光客誘致促進事業【観光課】

東北観光推進機構を中心として、東北各県が連携した航空会社及び旅行会社の招請事業や、レンタカーを活用した二次交通対策等を実施します。

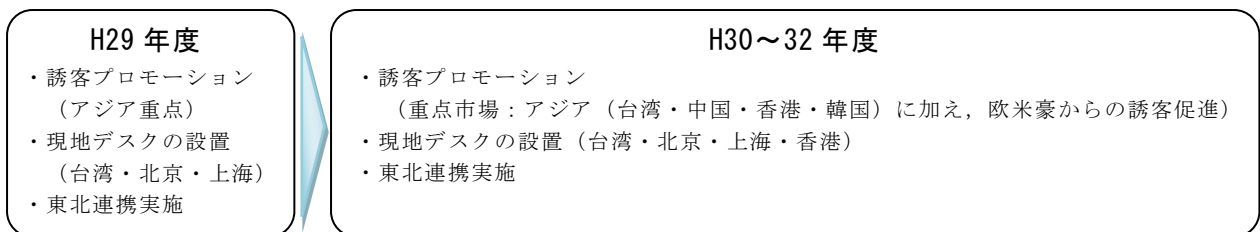
5 目標指標

項目	平成 27 年度（基準値）	平成 29～31 年度（目標値）
説明会等により教育旅行を P R した学校数	87 校	400 校

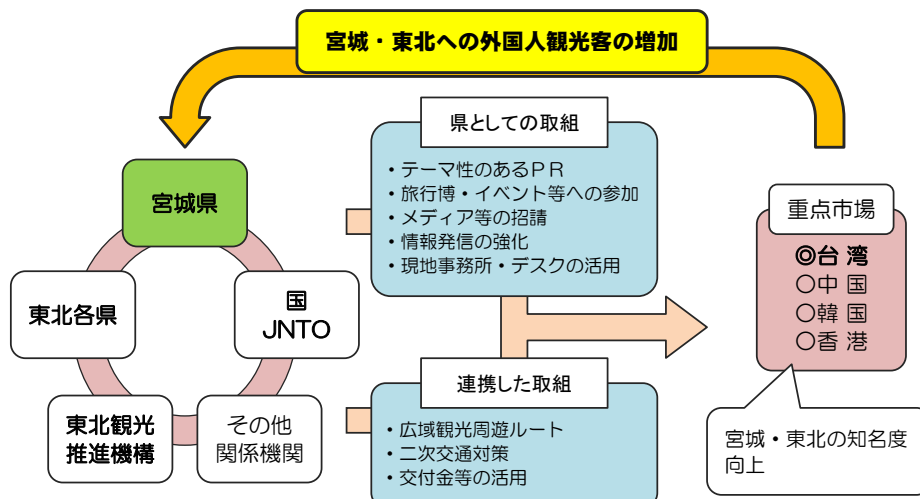
6 役割分担と連携

機関名	役割
宮城県	教育旅行誘致／国際旅行博への出展／旅行会社やマスコミ等の招請事業の実施／国や東北観光推進機構／東北各県と連携した各種プロモーションの実施／海外事務所等を通じた現地旅行会社やマスコミ等への観光 P R／
公益社団法人宮城県観光連盟	教育旅行受入支援
国（観光庁・東北運輸局） J N T O	東北観光復興対策交付金を活用した事業連携／ビジットジャパン地方連携事業の実施／世界に向けたプロモーションの実施
東北観光推進機構	「東北ブランド」の確立／広域観光周遊ルート「日本の奥の院・東北探訪ルート」の確立／旅行博等への出展や招請事業を通じた P R／東北観光復興対策交付金を活用した東北連携事業の実施等
観光関係機関・事業者等	国際旅行博への出展

7 スケジュール



8 イメージ図



## 外国人観光客の受入体制整備プロジェクト

### 1 背景

【現状】 仙台空港民営化による航空路線の拡大や2020年東京オリンピック・パラリンピック開催等により、本県や東北地方を訪れる訪日外国人旅行者の増加が期待されています。しかしながら、無料Wi-Fiや多言語による観光案内板などの整備、宿泊施設や飲食店等での接客など、現時点では外国人観光客の受入環境が十分に整っているとは言い難い状況にあります。

【課題】 外国人旅行者が旅行中に最も困ったこととして、無料Wi-Fiの環境、施設等でのコミュニケーション、多言語表示の順となっており、本県のみならず、全国的に受入体制の整備が必要となっています。

【狙い】 無料Wi-Fi環境の整備や、案内看板等の多言語表記、外国人観光客への対応力の向上など、受入体制を整えることで、本県を訪れる外国人観光客に良い印象を抱いてもらい、さらなる外国人観光客の受け入れ促進につなげることを目指します。

さらに、民間事業者等が実施する着地型観光の構築に向けて必要な支援を行うなど、受入環境を整備するための事業を展開していきます。

### 2 取組の方向性

#### (1) 東北観光推進機構と連携した受入環境の整備

東北地方へのインバウンド誘客については、東北観光推進機構を中心に東北各県が連携して実施しており、「日本の奥の院・東北探訪ルート」で設定された6つのモデルコースと21の旅行会社セールス用モデルコースを活用するため、広域観光拠点地区での無料Wi-Fi整備や観光事業者等を対象とした外国人旅行者向けおもてなし研修を積極的に展開します。

また、平成26年4月、宮城県松島高等学校に観光科が新設され、観光を担う人材の育成が図られていることから、これらの人材をインバウンドにも活用できるよう、連携を図っていきます。

#### (2) 復興観光拠点都市圏でのストレスフリー・体験型観光の実現

外国人旅行者に安心して旅行を楽しんでいただくため、都市圏内での無料Wi-Fiや多言語観光案内の整備のほか、免税手続き一括カウンターやクレジット決済の導入などについて市町村とも連携しながら進めていきます。また、仙台空港からの二次交通や交通機関へのWi-Fi整備のほか、伊達政宗公ゆかりの地である多様な歴史・文化や、「モノ」から「コト」への消費傾向の変化に対応するための体験型コンテンツなど、都市圏ならではのキラコンコンテンツの開発・磨き上げに民間事業者ともしっかり連携して取り組み、受入体制の構築を図ります。

#### (3) 着地型観光商品造成の構築

来日後の外国人旅行者をターゲットとして、民間事業者等と連携し、東京や仙台空港からの着地型旅行商品の開発や二次交通対策につながる事業を実施し、広報宣伝等の支援を行い、具体的な誘客につなげます。

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

無料Wi-Fiや多言語案内表示などストレスフリーの環境整備及び着地型観光の構築を重点として取り組みます。

### 4 具体的な取組例

#### ・外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業【観光課】

ショッピングツーリズムを促進させるため、商店街やショッピングセンター等を対象として、免税手続き一括カウンター設置に係る初期投資費用の支援を実施します。

・インバウンド誘客拡大受入環境整備事業【観光課】

「日本の奥の院・東北探訪ルート」の広域観光拠点地区等において、無料Wi-Fiの面的整備を促進するため、団体やグループを対象とした整備支援や観光事業者向けの接客英会話などのおもてなし研修会を実施します。

・魅力あふれる松島湾観光創生事業【観光課】

「世界で最も美しい湾クラブ」に日本で初めて加盟した松島湾エリアにおける観光地域づくりを担う人材を育成します。

・着地型観光の実現に向けた商品開発等支援事業【観光課】

民間事業者と連携し、着地型旅行商品の開発や二次交通対策事業を実施し、誘客に必要な広報宣伝等の支援を実施します。

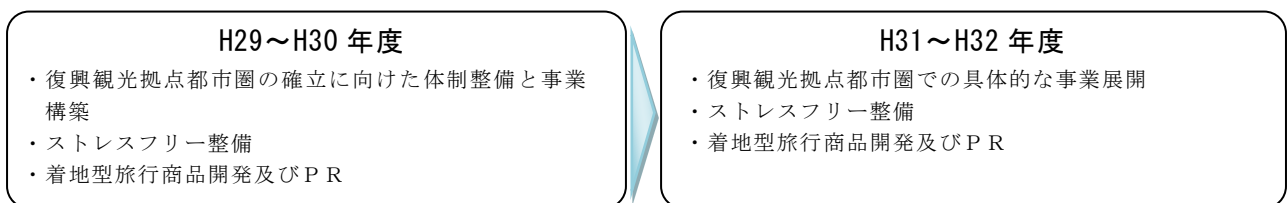
5 目標指標

項目	平成 27 年度（基準値）	平成 29～31 年度（目標値）
おもてなし研修会参加者（累計）	361 人	1,800 人

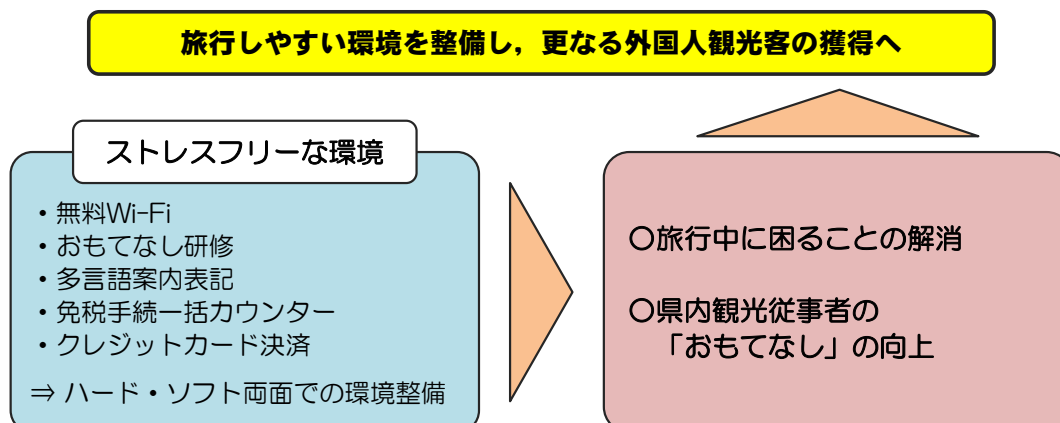
6 役割分担と連携

機関名	役割
宮城県	復興観光拠点都市圏の確立／無料Wi-Fi設置／多言語案内表示／おもてなし研修会及び着地型旅行商品広報宣伝等受入環境の整備
宮城県観光連盟	県と連携した人材育成事業の実施
国（観光庁・東北運輸局）	東北観光復興対策交付金を活用した事業連携
東北観光推進機構	広域観光周遊ルート「日本の奥の院・東北探訪ルート」における受入環境整備
市町村	復興観光拠点都市圏の確立及び県との連携による受入環境整備の促進
観光関係事業者	ストレスフリーの実現に向けた環境整備／おもてなしの実践／着地型観光商品造成への協力

7 スケジュール



8 イメージ図



## 原発事故等風評払拭情報発信プロジェクト

### 1 背景

【現状】東日本大震災以降、福島第一原発事故の風評の影響により、本県を含む東北地方の外国人宿泊者数は大幅に減少しました。現在は震災前の水準を回復したものの、全国的には大きく遅れをとっており、特に、韓国及び香港からの回復が著しく遅れています。

そのため県では、風評払拭のための映像を制作し、プロモーション等において放映してきたほか、東アジアを中心に、海外で開催される旅行博やブLOGGER等の招請事業などの機会を通じ、正確で的確な情報の発信に努めています。また、外務省が実施する風評払拭のための情報発信事業とも連携するなどして風評の払拭を図っています。

【課題】風評の影響は未だ根強く、中国や韓国では食品輸入が規制されたままであるほか、香港からの外国人宿泊者は震災前のわずか15%にとどまっていることから、粘り強く正確な情報を発信していく必要があります。

【狙い】引き続き、現在の状況が海外に正確に伝わるよう情報発信に努めるとともに、国や東北観光推進機構等の関係団体と連携しながら、早期の風評払拭を図ります。情報発信にあたっては、国によって受け止め方に違いがあることから、対象国によっては発信内容を変えるなど、より効果的な発信となるよう努めます。

さらに、風評の影響を受けにくい、ゴルフやトレッキング、スキーなど、特定の目的をもった観光客の誘致を積極的に図っていきます。

### 2 取組の方向性

#### (1) 国と連携した風評払拭現地プロモーション

国が実施する、風評払拭のためのプロモーション事業等と連携し、現地において正確で的確な情報を発信し、宮城・東北へのインバウンド誘客を図ります。

#### (2) あらゆる機会を通じた正確な情報発信

これまでも実施している海外での旅行博やメディア及びブLOGGER等の招請事業など、あらゆる機会を通じて、安心して旅行できる環境であることを積極的に発信します。

#### (3) SNS等を活用した情報発信

県及び海外事務所が運営するフェイスブックやインスタグラム等のSNSを活用し、広く海外に向けて本県の現状や安全・安心について情報発信します。また、県内在住の外国人留学生を対象にモニターツアーを行い、母国語でSNSに投稿してもらうなど、留学生と協働した情報発信にも努めます。

#### (4) 風評の影響を受けにくい特定目的旅行（SIT）の推進

風評の影響が根強い東アジア地域において、ゴルフやトレッキング、スキーといった特定の目的をもった旅行を楽しむ観光客が近年増えてきていることから、関係機関と連携して、積極的な誘致と受入環境の整備に取り組みます。

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

東アジア諸国、特に風評の影響が根強い中国及び韓国を重点として取り組みます。

### 4 具体的な取組例

#### ・外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業【観光課】

外務省が実施する風評払拭のためのプロモーション事業と連携し、現地において正確で的確な情報を発信します。

・留学生協働事業【国際経済・交流課】

県内在住の留学生を対象に県内観光地のモニターツアーを実施し、外国人目線での魅力発掘や、SNS等を通じて母国をはじめとした海外への情報発信をします。

・他県連携による外国人観光客誘致促進事業【観光課】

未だ風評の影響が根強く、震災前の約5割の回復にとどまっている韓国市場を対象に、山形県と連携してゴルフやスキーなどSITを扱う旅行会社やメディアを招請し、観光面での安全性を体感してもらうとともに、正確で的確な情報発信をします。

5 目標指標

項目	平成 27 年度（基準値）	平成 29～31 年度（目標値）
県・海外事務所等による SNS 等を通じた情報発信件数	60 件	600 件

6 役割分担と連携

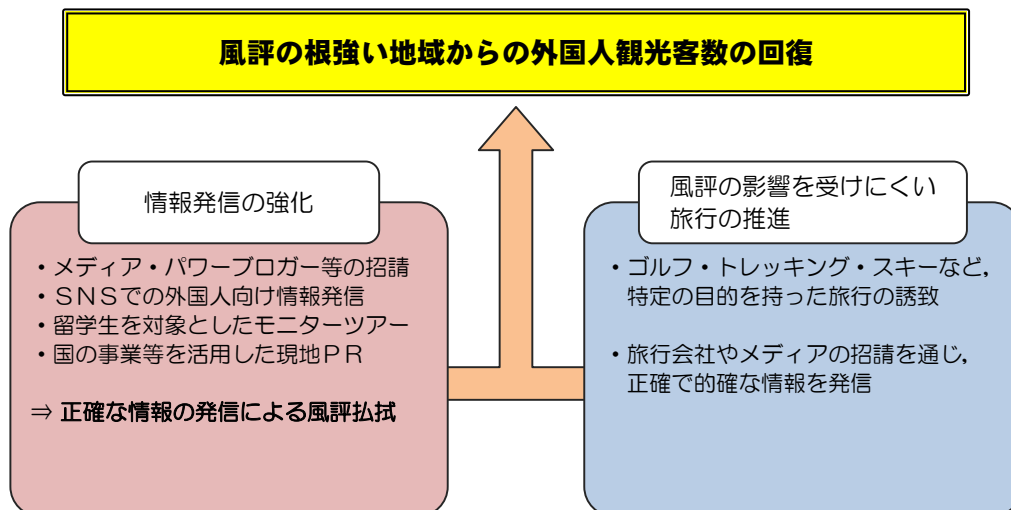
機関名	役割
宮城県・海外事務所（ソウル・大連）	旅行博等を通じた正確な情報発信 SIT向け旅行商品造成に向けた観光プロモーション 現地における定期的な情報発信
公益社団法人宮城県観光連盟	県と連携した情報発信及び観光プロモーション
国（外務省、観光庁・東北運輸局）	海外における風評払拭のための情報発信事業
東北観光推進機構	旅行博や招請事業及びSNSを通じた正確な情報発信
観光関係事業者	おもてなしの実践／着地型観光商品造成への協力

7 スケジュール

**H29～H32 年度**

- ・海外での国際旅行博覧会や教育旅行誘致等の機会を捉えた正確な情報の発信
- ・国と連携した風評払拭プロモーション事業との連携
- ・現地サポートデスク（台湾・中国）からの正確な情報発信を強化
- ・風評の影響が得に大きい市場における、ゴルフやスキーなどの特定目的旅行（SIT）の推進

8 イメージ図



## 仙台空港活性化プロジェクト

### 1 背景

【現状】仙台空港は、複数の国際定期路線を有する東北の拠点空港であり、国際線4路線・海外5都市と結ばれており、国際線乗降客数は、平成27年度実績で約16万人となっています。

平成28年7月には、国管理空港として初となる民営化を実現し、仙台国際空港株式会社による民間運営が開始されました。民営化を契機に、アジアナ航空による「仙台ーソウル線」の増便、タイガーエア台湾による「仙台ー台北線」の新規就航、エバー航空による「仙台ー台北線」の増便などが実現し、国際線の更なる拡充が図られ、国際線利用者の増加に向けて明るい兆しが出てきています。

【課題】仙台空港を拠点として、海外との人的交流の促進を図るためには、仙台空港国際線の更なる拡充が不可欠であり、インバウンドのみならずアウトバウンドも含めた双方向の交流を促進する取組を継続的に進めていく必要があります。

また、県民等にとって身近な空港として、仙台空港の利用が促進されるよう、認知度向上に向けたプロモーションや利便性向上に向けた鉄道・バス等二次交通の充実を図る取組を積極的に進めていく必要があります。

【狙い】仙台空港民営化による経済効果を広く東北全体へと波及させるため、仙台空港を拠点に海外からの誘客を図り、東北各地への周遊観光を促進するとともに、宮城県のみならず東北各地からの仙台空港の広域的利用を促進します。

### 2 取組の方向性

#### (1) 官民一体となったエアポートセールス

航空路線の拡充に向けて、知事等によるトップセールスや東北各県の自治体・経済界等と一体となった海外プロモーションを積極的に展開するほか、仙台国際空港株式会社との連携のもと、航空会社訪問によるセールス活動や新規就航等の働きかけを継続的に実施します。

#### (2) 国際線の利用促進

仙台空港国際線の利用拡大に向けて、県民等のパスポート取得や海外教育旅行の促進を図る取組を継続的に実施するとともに、仙台空港の認知度向上に向けて、各種メディアを活用し、積極的に情報発信を行います。

#### (3) 仙台空港の利便性向上に向けた取組

仙台空港の利用促進に向けて、仙台国際空港株式会社や鉄道・バス等の各交通事業者と連携し、二次交通の更なる充実を図るとともに、インフォメーション機能を強化するなど、仙台空港の利便性の向上を目指します。

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

仙台国際空港株式会社が目指すアジア4時間圏への直行便の拡充に向けて、エアポートセールスや海外プロモーションを積極的に展開します。

### 4 具体的な取組例

- ・仙台空港航空路線の拡充に向けたエアポートセールス【空港臨空地域課】
- ・パスポート取得促進キャンペーンによる仙台空港国際線の利用促進【空港臨空地域課】
- ・仙台空港を活用した海外教育旅行の促進【空港臨空地域課】
- ・各種メディアによる仙台空港のプロモーション【空港臨空地域課】
- ・二次交通の充実等による仙台空港の利便性向上を図る取組の推進【空港臨空地域課】

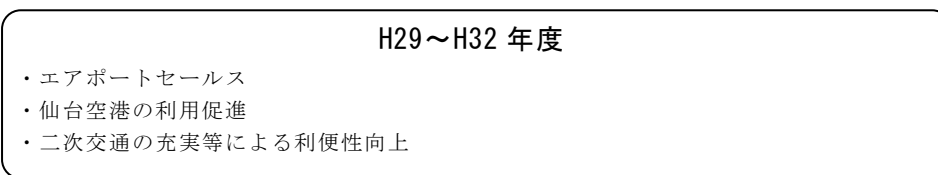
## 5 目標指標

項目	平成 27 年度（現在値）	平成 31 年度（目標値）
仙台空港国際線乗降客数（再掲）	160,169 人	410,000 人

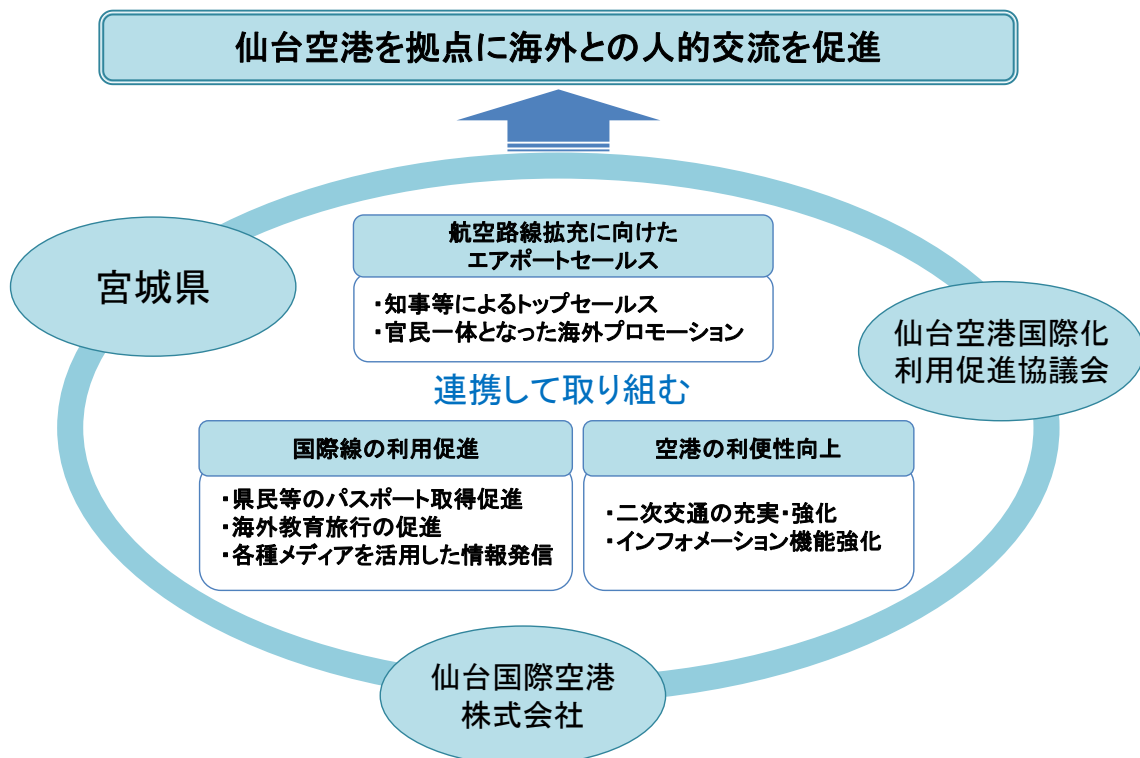
## 6 役割分担と連携

機関名	役割
仙台国際空港株式会社	民間のノウハウを活かした空港運営による航空路線の誘致・拡大
宮城県	東北の自治体・経済界等と連携した海外プロモーション／航空需要の喚起
仙台空港国際化利用促進協議会	地元官民一体となったエアポートセールス及び空港の利用促進

## 7 スケジュール



## 8 イメージ図



※ 物流に関しては P20～21 に記載しています

## 施策Ⅱ-1 多文化共生社会形成の推進

### 1 これまでの取組と現状

#### (1) これまでの取組

本県は、国籍、民族等にかかわらず全ての県民が各々の能力と個性を發揮できる「多文化共生社会」を実現することで豊かで活力のある宮城となることを目指し、全国に先駆けて平成19年に「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を施行しました。平成21年には条例に基づいて「宮城県多文化共生社会推進計画」を策定し、平成25年からは平成30年度までを計画期間とした「第2期宮城県多文化共生社会推進計画」に移行しています。

これらの条例及び計画に基づき、理念の啓発、日本語学習や日常生活の支援等の多文化共生社会推進のために取り組んできました。

#### (2) 現状

平成15年以降16,000人前後で推移していた本県の在留外国人数は、平成23年の東日本大震災後には減少して約14,000人となったものの、平成26年には震災前の水準を超え、平成27年には17,708人と過去最大になりました。

外国人労働者や外国人技能実習生についても年々増加が続いています。技能実習制度は、実習生に技能等の移転を図り、母国の経済発展を担う人材を育成することを目的としたもので、国際協力・国際貢献を主目的としていますが、通常外国人雇用と同様に、経営の国際化や組織の活性化という面で受入企業側にも有益であり、本県企業の国際化にも役立っています。

その一方で、外国人留学生については、国では経済成長を狙った施策の一環として国内企業への就職を促進する方針を示していますが、県内への留学生の就職は活発とは言えないのが現状です。他自治体では留学生の地元企業への就職促進に取り組むケースも増えており、今後優秀な外国人材の獲得競争が激しくなることも予想されています。

このように、地域で暮らす外国人が増えていることに加え、外国人観光客誘致の取組や2020年の東京オリンピック開催等の影響により、一時的に本県を訪れる外国人も今後ますます増えることが期待されます。こうした状況の中、外国人が生活しやすい社会をつくり出すことで、外国人旅行者にとっても過ごしやすい社会をつなげるため、インバウンド促進の面においても多文化共生推進の重要性は増えています。

### 2 将来的に目指す姿

多文化共生の理念がより一層県民に浸透し、国籍、民族等にかかわらず互いに文化的背景等の違いを認め、尊重し合い、ともに参画できる社会となることを目指します。

そうした社会を形成することで、外資系企業の誘致や、外国人観光客の誘致の取組との相乗効果も狙います。

また、外国人留学生をはじめとする外国人材が県内企業に就職して活躍し、企業の海外展開を促進するとともに、異なる文化の社員がともに働くことで組織を活性化させることも目指します。



### 3 取組の方向性

平成26年3月に策定した「第2期多文化共生社会推進計画」を着実に推進することで、外国人を取り巻く3つの壁（「意識の壁」、「言葉の壁」、「生活の壁」）の解消に取り組みます。

また、教育や保健福祉等の生活面の支援を促進し外国人も暮らしやすい環境を整えることで、従業員やその家族などの移住を伴い、外国人留学生の就職の受け皿となることも期待できる外資系企業等の誘致につなげ、外国人材の活躍の場を増やすことを狙います。

取組にあたっては、県だけではなく国や市町村、事業者、県民、関係機関がそれぞれの役割を分担しながら、広く連携して実施していきます。

### 4 重点地域（あるいは重点分野）

東日本大震災での経験を踏まえて、緊急時にも外国人県民の安全安心を確保できるよう日常から地域住民と一体感のある地域コミュニティ形成の推進と、外国人県民の社会参画の推進を強化することとしています。

また、外国人材の活用に関して、東北大学をはじめ本県の大学に通う外国人留学生の県内企業への就職促進に重点的に取り組みます。

### 5 目標と個別プロジェクト

#### （1）目標

項 目	平成27年度（基準値）	平成31年度（目標値）
多文化共生に係る啓発事業を実施している市町村数	6 市町村	35 市町村

#### （2）個別プロジェクト

- ① 多文化共生社会形成プロジェクト
- ② 外国人留学生県内定着促進プロジェクト

## 多文化共生社会形成プロジェクト

### 1 背景

【現状】宮城県内の在留外国人は、東日本大震災以前は16,000人台で推移しており、震災後に一時的に約2,000人減少しましたが、その後増加を続け、平成27年12月末日現在で17,708人と過去最大となっています。

このような中、宮城県では、平成19年に「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を公布・施行しました。さらに、「宮城県多文化共生社会推進計画」を策定し、県・市町村・地域国際化協会及び民間団体との連携の下、国籍や民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重と社会参画による「多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ」を基本理念に掲げ、各種施策を実施しています。

【課題】計画の中では、外国人県民を取り巻く課題を「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」「将来の課題」の4項目に整理しています。このうち、「意識の壁」については「外国人に対する理解の不足・認識の低さと「地域とのつながりの希薄さ」が、「言葉の壁」については「コミュニケーションの困難さ」と「学習の機会の不足」が、「生活の壁」については「家族問題の増加・複雑化」と「活躍の場の不足」が課題となっています。

【狙い】多文化共生について広く県民を対象とした啓発を行うとともに、外国人県民と地域住民との日常的な交流や防災訓練への参加を促進することにより「意識の壁」の解消を図ります。また、情報の多言語化ややさしい日本語による提供を進めるため、関係機関への意識啓発を行うとともに、各地域で日本語講座の開設を進めることにより「言葉の壁」の解消を図ります。さらに、外国人県民やその家族に対するサポートとして、みやぎ外国人相談センター等の相談機関において相談体制の強化を図るとともに、外国人県民の社会参画・人材活用を促進することにより「生活の壁」の解消を図ります。

### 2 取組の方向性

- (1) 地域社会への基本理念の啓発・外国人県民と地域とのつながりの推進
- (2) 多言語化支援・外国人県民への学習支援
- (3) 家族サポート・活躍に向けた支援

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

東日本大震災を踏まえた施策の強化として、外国人県民を含めた地域コミュニティの形成と、外国人県民の社会参画の推進を強化することとしています。

### 4 具体的な取組例

- ・県民を対象とした多文化共生の啓発事業の実施、審議会の運営や連絡会議の開催【国際経済・交流課】
- ・ホームページや情報誌の多言語化、災害時通訳ボランティアの整備、多言語支援ツールの作成・配布【国際経済・交流課】
- ・「みやぎ外国人相談センター」の設置、相談窓口等の研修会の実施【国際経済・交流課】

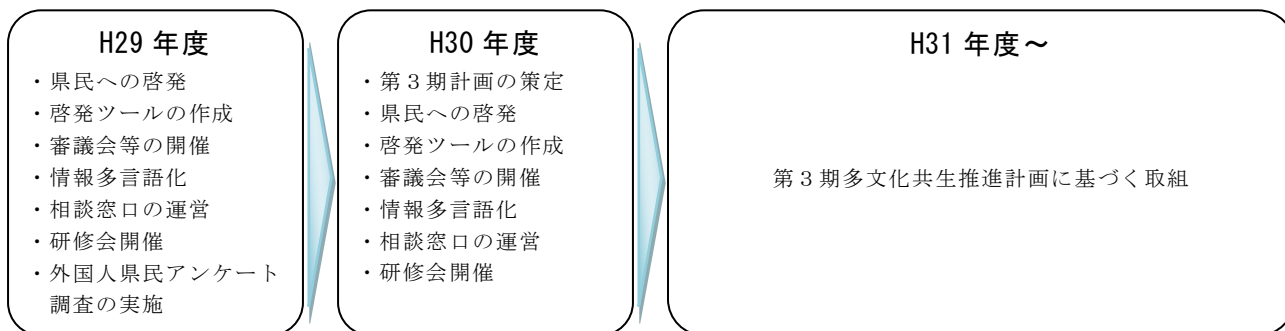
### 5 目標指標

項目	平成27年度(基準値)	平成29～31年度(目標値)
多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数	203人	548人
市町村等を対象とした研修会の参加者数	26人	205人

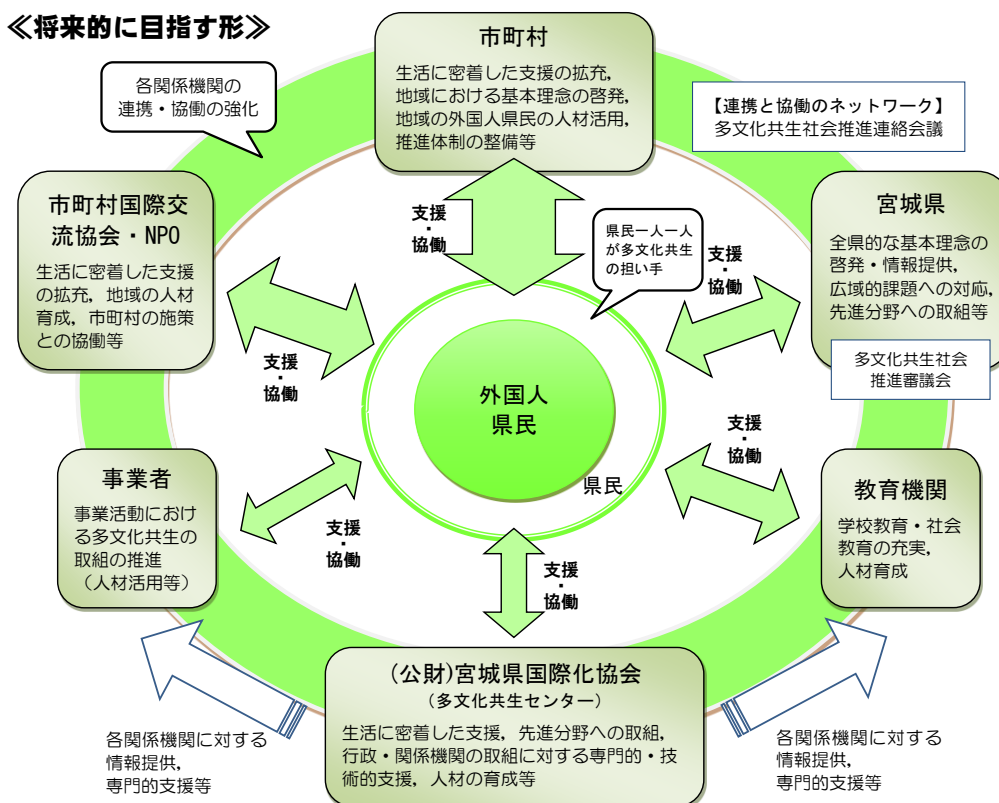
## 6 役割分担と連携

機関名	役割
県民	啓発事業への参加／地域における外国人県民との協働／青年海外協力隊等O・B・OGなど国際人材の活用等
市町村・公的機関	啓発事業への協力／情報の多言語化推進／日本語講座の拡充／外国人相談窓口の開設等
(公財)宮城県国際化協会(MIA)	啓発事業への協力／研修会・連絡会議への協力／日本語講座の支援／外国人児童生徒教育の充実化支援／外国人相談センターの運営等
市町村国際交流協会・NPO	啓発事業への協力／日本語講座の拡充・内容の充実化／外国人の地域参画支援／外国人児童生徒教育の充実化支援等
保健医療福祉・教育機関	情報の多言語化の支援／外国人県民の出産・育児支援の充実等／外国人材育成の促進等
宮城県	啓発事業・研修会の開催／啓発ツールの作成配布／審議会・連絡会議の開催／市町村や関係機関の取組の促進・支援／情報の多言語化の推進等

## 7 スケジュール



## 8 イメージ図



## 外国人留学生県内定着促進プロジェクト

### 1 背景

【現状】国の「留学生30万人計画」等の取組によって、外国人留学生数は全国的に増加傾向にあります。本県においても東日本大震災後は一時減少したものの、平成27年時点で4,165人となり、震災前（平成22年）の3,376人と比較しても2割以上増加しています。

そのような中、国では成長戦略の一環として積極的に外国人材を受け入れる方針を示し、外国人留学生に関しては日本企業への就職率を現状の3割から5割に向上させるという目標を掲げています。

しかし、本県においては県内企業への就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人留学生数は、平成27年には113人とどまっており、他の大都市と比べると活発とはいえない状況です。

その一方で、外国人労働者や外国人技能実習生については、年々増加しており、平成27年10月には6,355人（うち技能実習生1,592人）の外国人労働者が県内で働いています。

【課題】本県に所在する東北大学は、全国的に見ても外国人留学生が数多く在籍していますが、その多くは卒業後に県外に流出してしまっている状況にあります。少子化の影響で国内市場が縮小し、海外を視野に入れた活動が重要性を増していくことが予想される中、国が優秀な外国人材を国内企業に就職することを推進することで、今後ますます外国人留学生の採用競争は加速していくことが考えられます。現状として留学生の県内就職数が少ない中で、今後いかに県内企業に就職先として関心を持ってもらえるかが課題となります。

【狙い】本県の企業に関心をもってもらうため、一人でも多くの留学生OBが県内企業で働いている状況を作り出すことで、現役の留学生に県内企業に関する情報が伝わりやすくし、県内企業に就職する留学生を増やすことを狙います。

県内で働く留学生OBが増えることで、専門的な業務で力を発揮してもらうのはもちろんのこと、企業の国際化や海外販路の開拓、それに加えて例えば増加傾向が続いている外国人労働者や外国人技能実習生と日本人職員をつなぐ役割等も期待できます。

### 2 取組の方向性

#### （1）大学や留学生支援機関との連携

- ・県内大学や留学生の就職支援を行う機関と連携して、外国人留学生に対して本県企業に関する情報提供等を行うことにより、卒業後の進路の候補として本県での就職を意識してもらうことを目指します。
- ・就職活動を円滑に行えるようにするため、スケジュールの把握や面接対策など、日本の就職活動に関する支援をします。

#### （2）本県企業による外国人留学生採用の推進

- ・本県企業に対し、在留資格変更等の外国人留学生の採用に伴う手続きや、採用のメリット等を理解してもらうことで、外国人留学生を採用候補として考えてもらうことを目指します。

#### （3）外国人留学生と本県企業のマッチング機会の提供

- ・外国人留学生と本県企業が実際に顔を合わせる場を提供することで、採用につなげることを目指します。

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

「留学」の在留資格を持つ外国人のうち、特に4年制大学・大学院に通う留学生をターゲットとして取組を行います。その際、出身国・地域は問いません。

#### 4 具体的な取組例

##### ・外国人留学生定着支援事業【国際経済・交流課】

留学生・県内企業のそれぞれに対してセミナーを開催することで県内での留学生就職の機運を醸成するとともに、合同就職説明会を実施することで留学生と県内企業との出会いの場をつくります。また、それとあわせて県内での就職を希望する外国人留学生を対象に、日本式の就職活動に関する講義や実習等を行う講座を行うことで、県内企業への就職に結びつけることを狙います。

#### 5 目標指標

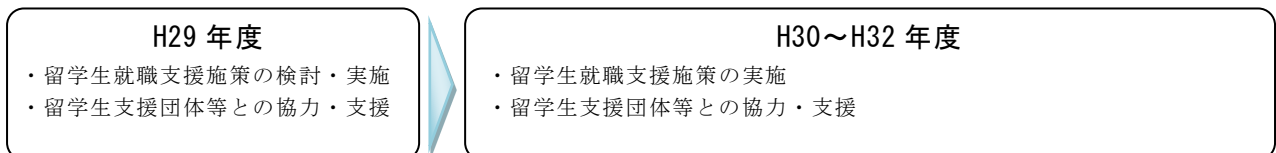
項目	平成 27 年度（基準値）※	平成 29～31 年度（目標値）
外国人留学生対象の合同就職説明会への参加企業数（延べ・累計）	—	75 社
外国人留学生対象の合同就職説明会への参加留学生数（延べ・累計）	—	230 人

※ 平成 29 年度からの新規事業のため実績はありません。

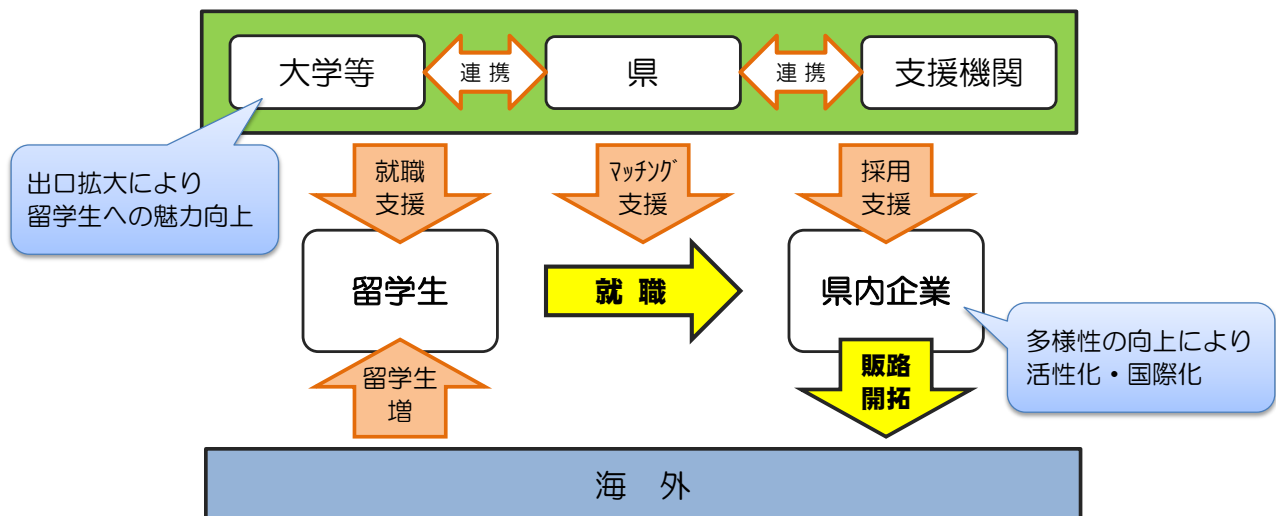
#### 6 役割分担と連携

機関名	役割
宮城県	留学生の県内企業への就職を支援する事業の実施
県内大学	留学生に対する情報の周知や個別相談の受付
県内企業	合同就職説明会への参加
留学生支援機関等	留学生からの相談の受付

#### 7 スケジュール



#### 8 イメージ図



## 施策Ⅱ-2 国際交流・国際協力活動の推進

### 1 これまでの取組と現状

#### (1) これまでの取組

本県では、昭和62年に中国・吉林省と友好提携を締結、また、平成2年には米国・デラウェア州と姉妹提携を締結し、その後、両省州とは友好提携等に基づき相互理解と信頼関係構築に努めてきました。近年では経済交流に力を入れて取り組むこととしており、相手国での商談会や、スーパー等での県産品の販売など、県内企業の販路開拓の取組にもつなげています。

国際協力活動においては、国の中核を担う人づくり支援として友好省州、開発途上国、海外宮城県人会等から、平成27年度までに41か国288人の海外研修員の受入を実施しました。近年は、本県の財政状況や友好省州等との覚書の内容を考慮し、友好省州からの受入を中心として行っています。このほか、JICAの事業を活用して、県の農業土木職員をマラウイ共和国に青年海外協力隊として現職派遣したり、相手国政府の職員を研修員として受け入れたりするなど、相手国の農業水利技術の向上に寄与してきました。

#### (2) 現状

これまでに取り組んできた国際交流・国際協力により、友好省州やマラウイ共和国等の相手国との間には強い信頼関係が築けています。しかしながら、近年力を入れて取り組んでいる経済交流については、現地のスーパーマーケット等において県産品フェアを行う等により、販路開拓に必要な商品の浸透において一定の成果が見られますが、商品の定番化には現地のマーケットを踏まえた取組をさらに進める必要があります。

マラウイ共和国での取組については、農業発展への寄与という国際協力の面と、宮城の知名度向上という点では十分に成果が出ていますが、現段階ではビジネスに結びつくなどの経済的な面の成果には繋がっていません。ただし、こういった取組は、相手国の経済状況を踏まえたマッチングなどが必要であり、すぐに効果があらわれるものではなく、長期的な視点で捉える必要があります。

### 2 将来的に目指す姿

国際交流や国際協力活動を行うことで宮城県の海外での知名度が上がるとともに、宮城に親しみを感じる「親宮城」、宮城の特産品や物流などを理解する「知宮城」の人材を増やすことを狙います。そうすることで、県内企業の海外販路の開拓や、海外からの投資の促進、外国人旅行者の誘客等の助けとなり、将来的には経済的な発展へとつなげることを目指します。

### 3 取組の方向性

#### (1) 友好省州等との国際交流を通じた取組

友好提携等を締結している中国・吉林省、米国・デラウェア州、ロシア・ニジェゴロド州とのこれまでの交流基盤を活かし、相手側政府との関係を強固にするとともに、より経済的な面での交流を推進していきます。

## (2) 国際協力を通じた取組

研修員の受入や、JICA事業を活用した国際協力活動により、海外での知名度向上と「親宮城人材」の育成を図ります。

マラウイ共和国での活動については、平成31年度までの事業継続が採択されているため、引き続き支援を行いながら、それと平行して、マラウイ共和国での活動の総括を行うとともに、次の国際協力先をJICAと連携しながら検討していきます。

## 4 重点地域（あるいは重点分野）

友好提携等を締結している中国・吉林省，米国・デラウェア州，ロシア・ニジェゴロド州を重点地域とします。この他，JICA事業を活用した国際協力を続けてきたマラウイ共和国やその他発展途上国での取組も行います。

## 5 目標と個別プロジェクト

### (1) 目標

項 目	平成 27 年度（基準値）	平成 29～31 年度（目標値）
友好省州等との訪問団等の派遣・受入回数	8 回	11 回

### (2) 個別プロジェクト

- ① 友好省州等との交流発展プロジェクト
- ② 国際協力活動プロジェクト

## 友好省州等との交流プロジェクト

### 1 背景

【現状】本県では、昭和62年に中国・吉林省と友好提携を、平成9年に米国・デラウェア州と姉妹提携を締結し、各種交流事業を重ねてきました。近年は経済分野での交流に力を入れており、平成24年の吉林省との交流25周年、デラウェア州との交流15周年の際にはそれぞれと共同宣言書を締結し、経済分野での交流をより一層推進していくことを確認しました。また、平成22年にはロシア・ニジェゴロド州と経済交流を柱とした「協力協定書」を締結し、それ以降相互に交流を続けています。

【課題】経済交流に力を入れて取り組む中で、一定の成果は出始めているところですが、まだ具体的な経済的成果に結びついていない状況です。

また、吉林省に関しては、中華圏を中心としたインバウンドの積極的な誘致に伴い、中国語人材の重要性が高まっているところ、研修員派遣が隔年であるために中国語人材の広がりには欠けていることから、人的交流の拡大が課題となっています。

【狙い】これまで築いてきた交流基盤を強化しつつ、航空路線の拡充や民間企業同士の商談の成約など、具体的な経済的成果に結びつけることを狙います。そのために、これまでに培ってきた現地のキーパーソンやネットワークの活用を図るとともに、周年事業等も契機としながら相手省州政府との連携を深めていきます。

### 2 取組の方向性

#### (1) 中国・吉林省

- ・訪問団の相互派遣等を通じて交流基盤の強化を図るとともに、省政府との連携を強め、経済分野での交流の推進と交流人口の拡大を図ります。
- ・また、県の中国語人材を増やすため、これまで隔年であった研修員派遣を早期に毎年派遣になるよう派遣頻度を変更します。

#### (2) 米国・デラウェア州

- ・平成24年に締結した「共同宣言書」に基づき、引き続き経済交流の強化を図ります。
- ・食品をはじめとした県産品の米国への紹介に加え、県州間の相互利益の獲得を目指すため、デラウェア州産品の日本での販売の可能性を追求します。
- ・経済ミッション団の相互受入等を通じて、ビジネスマッチングを推進していきます。
- ・観光情報の発信により、県の知名度向上と人的交流の促進を図ります。

#### (3) ロシア・ニジェゴロド州

- ・平成22年に締結した「協力協定書」に基づき、訪問団や研修員の相互派遣のほか、スポーツ交流等を通じた県州間の協力関係の強化を図ります。
- ・訪問団や研修員の相互派遣を通じて県州間の理解を深め協力関係の強化を図ります。
- ・「みやぎ東北貿易促進コンソーシアム」と連携し、州政府とも協力しながら県内企業のロシア進出を支援します。
- ・その他、議会、大学、経済団体等の相互交流を支援し、複数ルートでの重層的な交流促進にも取り組みます。

### 3 重点地域（あるいは重点分野）

友好・姉妹提携や協力協定を締結している中国・吉林省、米国・デラウェア州、ロシア・ニジェゴロド州が重点地域となります。経済面での交流において、具体的な成果に結びつけることを目指します。

### 4 具体的な取組例

- ・訪問団の派遣・受入を実施し、省州との連携を深めます。【国際経済・交流課】
- ・研修員受入や本県職員の派遣を通じて、「親宮城」人材の育成と人的ネットワークの構築を図ります。【国際経済・交流課】



- ・ 県産品の紹介や観光PRを通じて本県の知名度向上と人的交流の拡大を目指します。【国際経済・交流課／海外ビジネス支援室／食産業振興課】

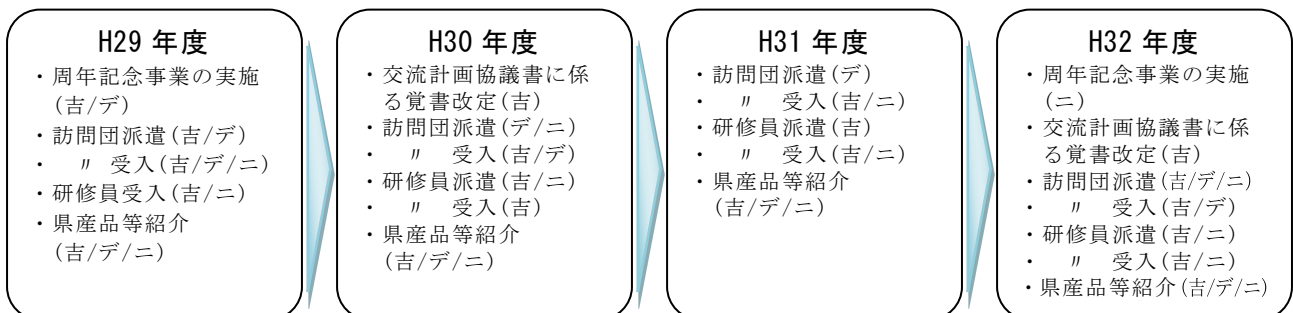
## 5 目標指標

項目	平成 27 年度（基準値）	平成 29～31 年度（目標値）
友好省州等との研修員の相互派遣人数	3 人	10 人
交流基盤を活用した県産品の紹介品目数（再掲）	33 品	120 品

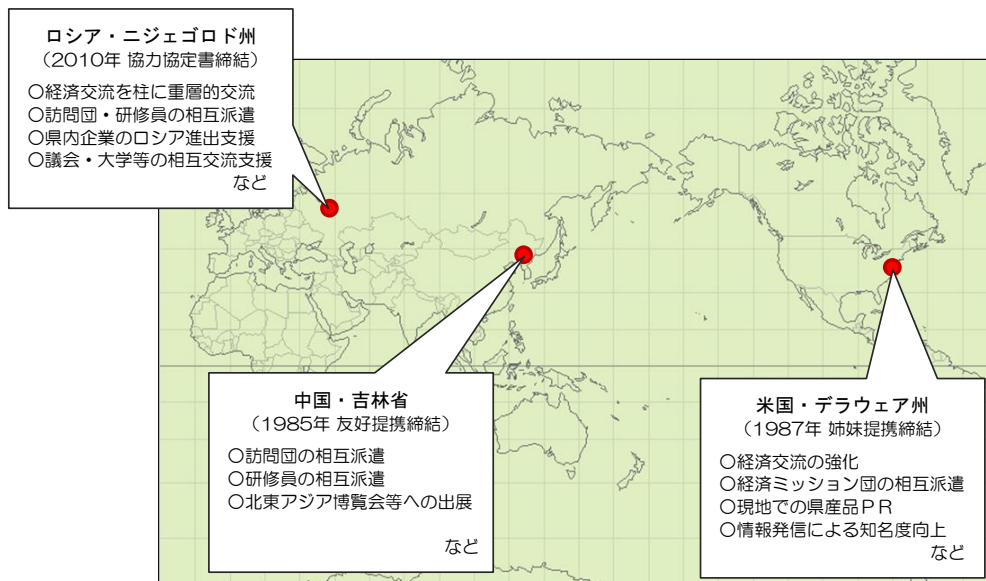
## 6 役割分担と連携

機関名		役割
日本	宮城県	訪問団・研修員の派遣・受入／交流事業に関する省州政府や関係機関との連携・調整／県産品紹介／観光等に関する情報発信
	企業・大学等	県産品の紹介への協力／販路開拓に向けた活動／研究シーズ、高度な技術の紹介や提携協議
	関係機関等	情報提供・共有
相手国	省州政府	訪問団・研修員の派遣・受入／交流事業に関する県や関係機関との連携・調整／現地情報の提供／県観光情報等の現地での発信協力
	企業・大学等	県内事業者との提携協議／県産品の紹介への協力

## 7 スケジュール



## 8 イメージ図



## 国際協力推進プロジェクト

### 1 背景

【現状】本県では、平成22年にJICAと「みやぎ国際協力隊プロジェクト」に係る合意書を締結し、平成22年から平成27年まで、3名の農業土木職員をマラウイ共和国に青年海外協力隊員として現職派遣しました。さらに、平成23年度から平成31年度まで、現職派遣職員への支援とさらなる効果発現を目指して、3件の草の根技術協力事業を実施しています。継続的な活動により、マラウイ共和国政府から厚い信頼を得るとともに、県職員の経験の蓄積による人材育成という面で成果が出ています。

また、このほか国の中核を担う人づくりの一環として開発途上国等から海外研修員の受入を行っており、平成27年度までに41か国288人の受入を行いました。過去には海外県人会や開発途上国等からの受入も行っていましたが、近年では、本県の財政状況や友好省州等との提携内容を考慮し、友好省州等からの受入を中心として実施しています。

【課題】マラウイ共和国での活動については、これまでの現地での活動により農業技術の向上や政府との信頼関係の構築という面では一定の成果が出ていますが、向上した知名度を活用するまでには至っていません。

【狙い】マラウイ共和国でのJICA事業を活用した協力活動を引き続き、将来的な経済面での交流に向けた素地づくりを行います。具体的には、施設の維持管理や改修・補修の技術定着により、自国の技術者が将来的に管理していけるように支援します。研修員については引き続き経済交流の牽引役となる「親宮城人材」の育成に取り組んでいきます。また、国際協力を通じて将来的な海外販路の展開先を発掘するため、JICAと連携しながら「ポストマラウイ」となる国・地域の検討をしていきます。

### 2 取組の方向性

#### (1) JICA事業を活用したマラウイ共和国での国際協力の継続

JICA草の根技術協力事業を継続し、これまでの移転技術のさらなる向上と現地技術者への定着・普及を図るため、専門家の短期派遣や研修員の受入を行います。またこの事業により本県が得た経験やノウハウを活かすため、成果や経験を他自治体や関係機関に向けて発信していきます。

#### (2) 研修員受入による親宮城人材の育成

本県との経済交流の強化を目指す友好省州等を中心とした国・地域からの海外研修員を受け入れ、本県の歴史、風土、文化等について見識を深めてもらうことで、将来的に本県と相手国との経済交流の牽引役となる「親宮城人材」の育成を図ります。また、日系研修員受入事業など他のJICA事業で来県する研修員についても、JICAと連携し側面支援を行います。

#### (3) 今後の国際協力活動の検討

平成22年から続いているマラウイ共和国での事業は、平成31年度まで継続して実施することになっています。それ以降の協力活動について、県の状況や将来的な経済交流の可能性についても考慮しながら、国際協力活動を継続するか、また継続する場合はどこを対象国・地域とするか検討をします。

#### (4) 青年海外協力隊等を活用した国際化の推進

青年海外協力隊員及びシニア海外ボランティアとして出発する県民に対して「みやぎ海外絆大使」を委嘱し海外での宮城の知名度向上を目指すとともに、隊員の活動報告を県ホームページに掲載することで県民の国際意識の醸成を図ります。

### 3 重点地域

JICA事業を活用した国際協力に関して、マラウイ共和国を重点地域とします。また、研修員

の受入については、中国吉林省、ロシア・ニジェゴロド州など友好省州等を重点地域とします。このほか、必要に応じて新たな協力活動先についても検討をします。

#### 4 具体的な取組例

- ・ J I C A 草の根技術協力事業【農村振興課/国際経済・交流課】
- ・ 海外研修員受入事業【国際経済・交流課】

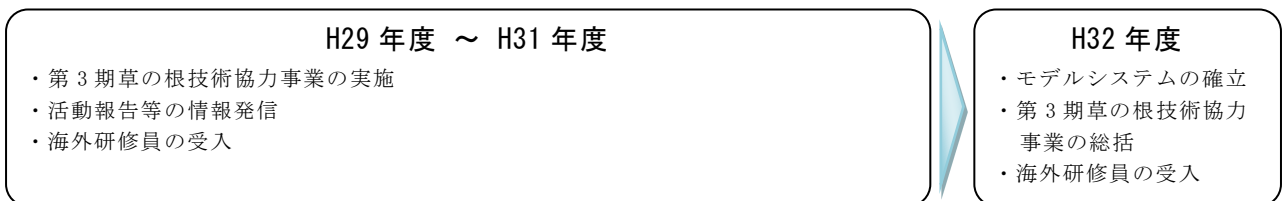
#### 5 目標指標

項 目	平成 27 年度（基準値）	平成 29～31 年度（目標値）
職員派遣数（専門家の短期派遣）	4 人	12 人
JICA 草の根技術事業研修員受入数	4 人	12 人
海外研修員受入人数（県事業）	2 人	8 人

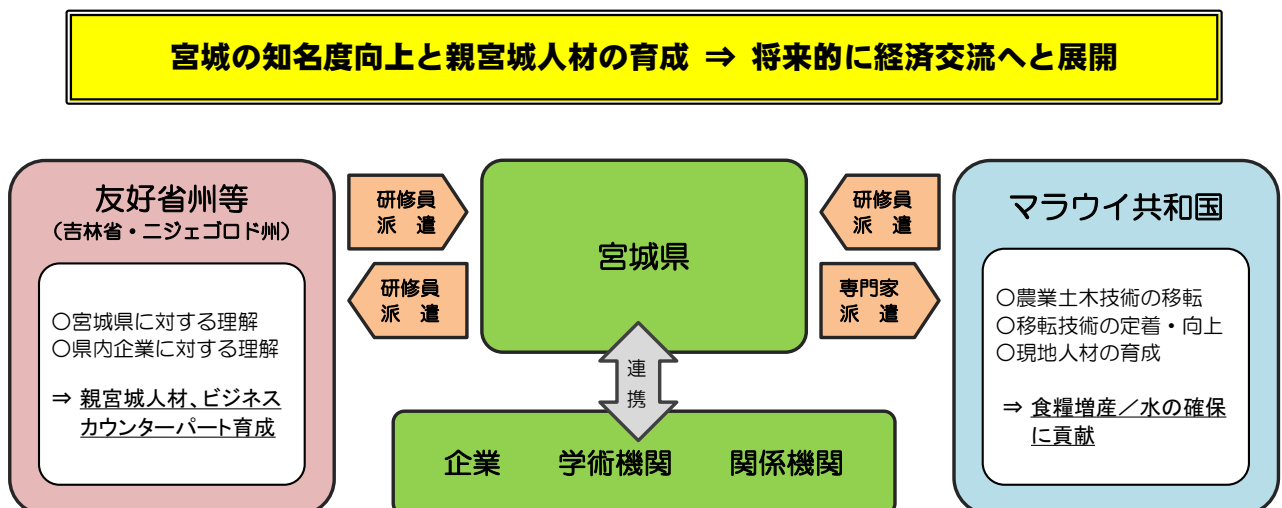
#### 6 役割分担と連携

機関名		主な役割
日本	J I C A 東北	草の根技術協力事業実施に対する指導・助言／事業費負担
	宮城県	草の根技術協力事業を活用した協力活動の実施／県内外への情報発信／海外研修員の受入／青年海外協力隊員及びシニア海外ボランティアに対するみやぎ海外絆大使の委嘱
相手国	J I C A 現地事務所	草の根技術協力事業等へのサポート
	相手国政府	宮城県への研修員派遣／協働事業／現地の情報提供
	関係機関	宮城県への研修員派遣／宮城県への助言等

#### 7 スケジュール



#### 8 イメージ図

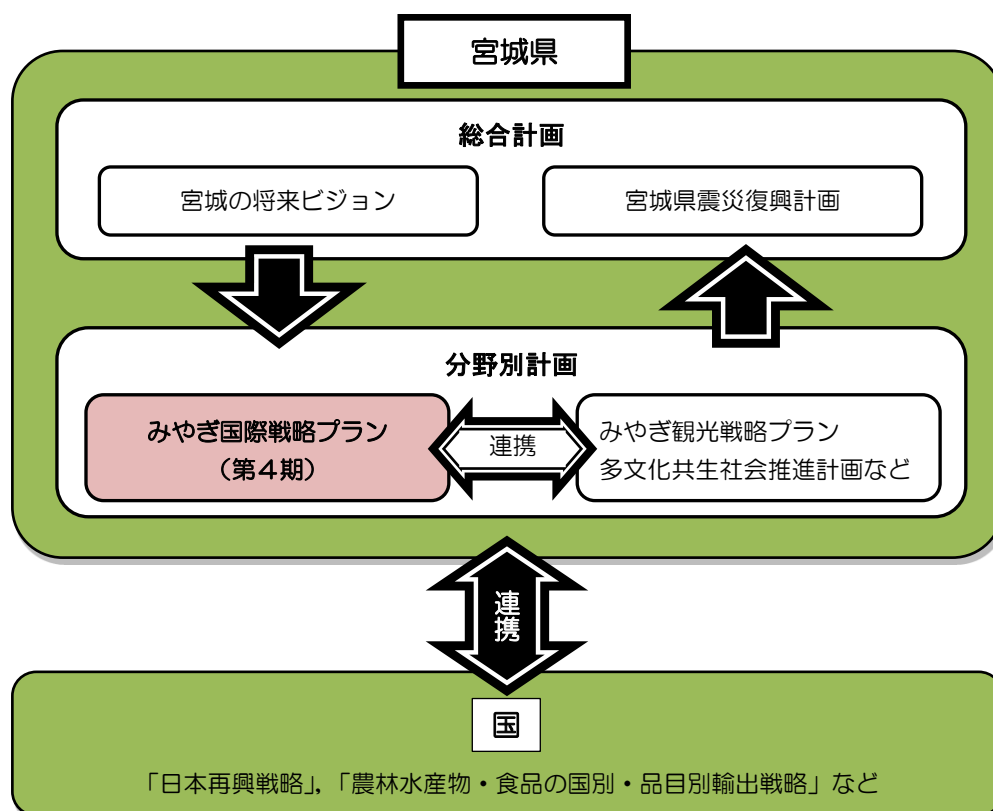


## 第5章 プラン推進のために

### 1 各種計画との連携

第4期プランの推進に当たっては、県政運営の基本方針である「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの復興指針である「宮城県震災復興計画」の下、「食材王国みやぎ農林水産物等輸出促進基本方針」「第2期宮城県多文化共生社会推進計画」「第3期みやぎ観光戦略プラン」等の個別計画との連携に努め、総合的かつ計画的に推進します。

また、「日本再興戦略」や「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」等の国で定める戦略とも連携を図りながら計画を推進します。



### 2 プランの進行管理

第4期プランの推進に当たっては社会情勢の変動に迅速かつ柔軟に対応するため、成果目標の達成状況を毎年度調査・把握するとともに、年度方針の策定等、必要に応じて計画の点検等を実施します。

また、第4期プランの基本的な考え方を具体化する各事業計画（プロジェクト）については、必要に応じた見直しや廃止、新規作成等、その計画的な実施と適切な管理に努めます。

### 3 PDCAサイクルによる評価と推進

本プランは、複数の主体により、策定（PLAN）、実施（DO）、検証（CHECK）、検証結果の反映（ACTION）のPDCAマネジメントシステムによる評価を行い、事業の効果的な推進を図ります。

#### （1）みやぎ国際戦略プランの立案と策定（PLAN）

本プランの立案と策定に当たっては、宮城県の内部組織である「みやぎ国際戦略本部会議」等における審議を通じて検討が行われるほか、民間企業、関係団体や学識経験者等で構成される外部組織「みやぎ国際戦略プラン懇話会」を開催して意見を聴きます。

#### （2）プランに沿った事業の実施（DO）

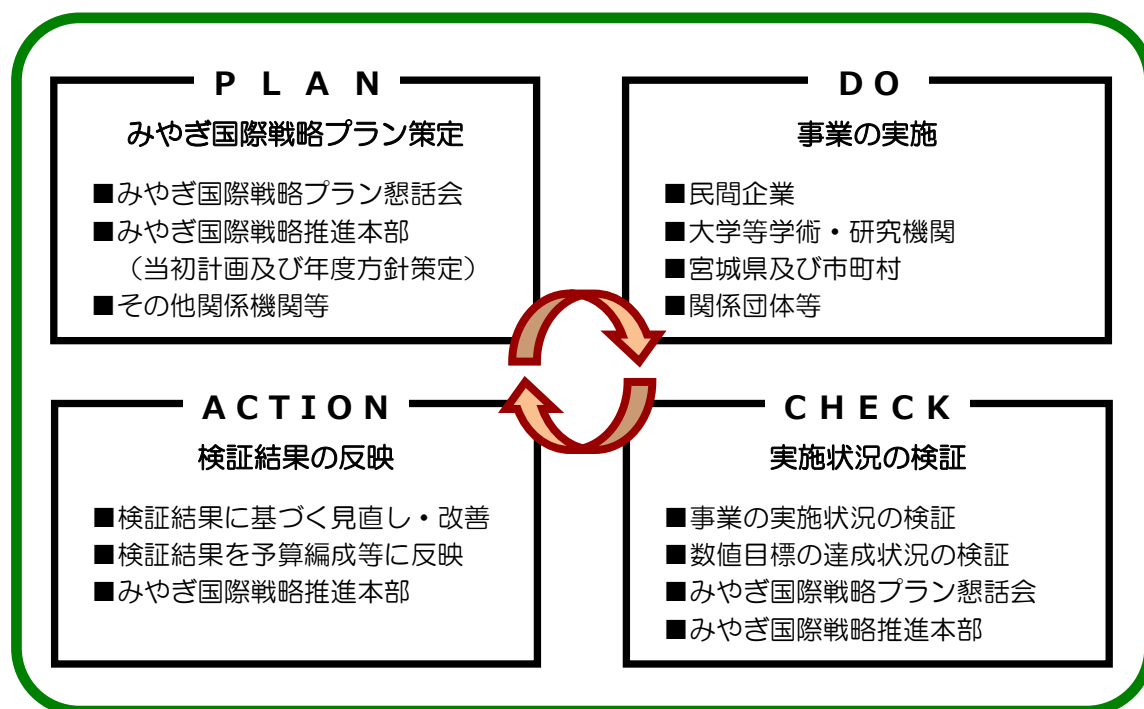
本プランにおける各事業計画（プロジェクト）の達成のためには、宮城県のみならず、市町村、民間企業、関係団体や学術・研究機関等との連携による事業の推進が不可欠です。産学官が各プロジェクトの目標達成に向けて緩やかに連携し、それぞれの分野で強みを発揮することで実効性を高め、効果的に事業を推進していきます。

#### （3）実施状況の検証（CHECK）

事業の実施状況及び数値目標の達成状況については、「みやぎ国際戦略プラン懇話会」及び「みやぎ国際戦略本部会議」による検証を行います。

#### （4）検証結果の反映（ACTION）

検証結果に基づいて見直しや改善を行い、次年度の施策展開方針や事業、予算編成等に反映させていきます。



## 4 事業主体の連携

宮城県のみならず、市町村、民間企業、関係団体、大学等学術・研究機関等が施策の実現に向けて緩やかに連携し、事業を実施していきます。また、より効果的なアプローチが図れるよう東北各県と連携した取組にも努めます。

## 5 関連組織

### (1) 内部組織

#### ■みやぎ国際戦略推進本部（本部長：宮城県知事）

知事を本部長として、各部局長等で構成され、みやぎ国際戦略プランの策定・推進のほか、国際関係施策の総合的な企画・調整等を行う。

#### ■みやぎ国際戦略推進本部幹事会

経済商工観光部次長を幹事長とし、関係各部局の主管課長で構成され、本部会議で付すべき事項について審議する。

#### ■みやぎ国際戦略推進本部推進実行部会

部局を横断した関係課（室）長で構成され、みやぎ国際戦略プランに掲げる事業を効率的かつ効果的に推進するための調整・確認等を行う。

### (2) 外部組織

#### ■みやぎ国際戦略プラン懇話会 【参考：第4期プラン策定時 ※敬称略】

座長：	国立大学法人東北大学大学院工学研究科教授	堀切川 一男
構成員：	国立大学法人東北大学副学長	青木 孝文
	三井物産株式会社東北支社長	加賀谷 正樹
	住友商事東北株式会社取締役社長	今吉 秀行
	三菱商事株式会社東北支社長	藤田 潔
	三井住友銀行東北法人営業部長	高橋 恒歩
	七十七銀行市場国際部長	井深 修一
	日本通運株式会社公用営業部専任部長	稲垣 宏之
	東北経済連合会常務理事	小野 晋
	独立行政法人国際協力機構（JICA）東北支部長	村瀬 達哉
	独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	長谷部 雅也
	東北地域統括センター長	
	公益財団法人宮城県国際化協会（MIA）専務理事	梅原 廣
	東北観光推進機構専務理事	紺野 純一

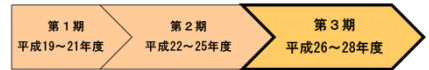
# 資料編

# 1 みやぎ国際戦略プラン（第3期）での主な取組と目標に対する実績

概要	<p>1 位置づけ ■平成22年3月に策定した「みやぎ国際戦略プラン（第2期）」の後継計画                  ■富県宮城の実現に向けた、国際関連分野に関する「宮城の将来ビジョン」の個別計画                  ■国際ビジネス及び国際観光分野における「宮城県震災復興計画」の個別計画                  ■宮城県が関係者との協議を重ねて策定し、産学官が共通の目的意識を持って推進する計画</p>		
	基本方針Ⅰ グローバル経済の促進	<p>＜取組Ⅰ-1＞ 本県企業の海外販路開拓・拡大</p> <p>＜取組Ⅰ-2＞ 外資系企業の本県進出・活動促進</p>	<p>平成26年度の主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■現地での商談会・展示会・フェア等の開催・参加（台湾、香港、韓国、米国、ロシア）</li> <li>■台湾バイヤーの招へい</li> <li>■講座、相談会、アドバイザー事業の実施</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>■企業訪問（県内外企業）</li> <li>■セミナー等の開催・参加（県主催セミナー開催、外務省主催セミナー参加等）</li> <li>■情報発信（ウェブサイト、パンフレット等の広報ツール更新）</li> </ul>
基本方針Ⅱ みやぎの国際的知名度の確立		<p>＜取組Ⅱ-1＞ 国際協力活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■吉林省研修員受入（高齢者福祉・経済分野1名、経済・教育分野1名、高齢者福祉・行政分野1名）</li> <li>■マラウイ共和国技術者の短期受入、県農業土木職員の派遣、専門家の短期派遣</li> <li>■JICA ボランティアへの情報収集協力依頼</li> </ul>
	<p>＜取組Ⅱ-2＞ 多文化共生社会の形成推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多文化共生社会推進シンポジウムの開催（気仙沼市）</li> <li>■市町村・関係団体との連絡会議、市町村の巡回実施</li> <li>■みやぎ外国人相談センター設置・運営</li> <li>■災害時通訳ボランティア整備</li> <li>■多言語支援ツール（ヘルプカード）の増刷・配付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多文化共生社</li> <li>■市町村・関係</li> <li>■みやぎ外国人</li> <li>■災害時通訳ボ</li> <li>■啓発用リーフ</li> </ul>
	<p>＜取組Ⅱ-3-1＞ 海外との交流基盤の強化（友好省州等との関係強化）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■友好省州等との間の訪問団派遣／受入 派遣：デラウェア州、ニジェゴロド州 受入：吉林省</li> <li>■台湾訪問団派遣</li> <li>■台南市訪問団受入</li> <li>■スペインへの平成青少年遣欧使節団派遣（高校生10名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■友好省州等と派遣：吉林省、受入：吉林省、</li> <li>■台湾訪問団派</li> <li>■台南市訪問団</li> <li>■イタリアへの</li> </ul>
	<p>＜取組Ⅱ-3-2＞ 海外との交流基盤の強化（観光振興・空港港湾利用促進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■現地でのプロモーション（中国、台湾、香港、韓国）</li> <li>■招請事業（メディア、パワーブロガー等）（中国、台湾、香港、韓国、タイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム）</li> <li>■ポートセールス、エアポートセールスの実施</li> <li>■おもてなし研修会実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■現地でのプロ（中国、台湾、</li> <li>■招請事業（旅（中国、台湾、</li> <li>■ポートセール</li> <li>■おもてなし研</li> <li>■県内留学生等</li> </ul>
施策展開	<p>施策Ⅰ-1 風評払拭PR、県内企業の参加による商談機会の創出、ネットワーク・販売ルート等の開拓・構築</p> <p>施策Ⅰ-2 新規コンタクト情報を用いた企業訪問の実施、広報ツールを用いた情報発信、関連セミナー開催</p> <p>施策Ⅱ-1 研修生の継続的受入・派遣による人的ネットワークの構築、BOP ビジネス構築に向けた情報収集</p> <p>施策Ⅱ-2 外国人相談センター運営継続、市町村・関係機関との更なる連携強化</p> <p>施策Ⅱ-3 インバウンドの積極的なPR、空港民営化等に向けた取組推進、路線の維持・拡充等に向けたPR</p>		



- 2 目的 海外との交流の活発化による本県経済の活性化及び県勢の発展  
 3 計画期間 平成26年度から平成28年度までの3年間  
 4 基本理念 国際ブランド“MIYAGI”の確立による富県宮城の実現  
 5 基本方針 I グローバル経済の促進 II みやぎの国際的知名度の確立



**平成27年度の主な取組**

会・展示会・フェア等の開催・参加  
 アジア, 香港, 米国, ロシア)  
 へい  
 シンガポール, タイ, )  
 ジネスアドバイザーデスク設置  
 アドバイザー事業等の実施

内外企業)  
 開催・参加  
 ナー開催, 外務省主催セミナー参加等)

ト, パンフレット等の広報ツール更新)

**実績**

目標指標：海外へ紹介した本県産品等品目数

現在値(H25当初)	目標値(H27末)	H27年度末実績
178商品	165商品	137商品

目標指標：海外企業との年間成約件数

現在値(H25当初)	目標値(H27末)	H27年度末実績
12件	32件	12件

目標指標：本県に進出した外資系企業件数(累計)

現在値(H25当初)	目標値(H27末)	H27年度末実績
7件	14件	9件

受入(経済分野1名, 観光分野1名)  
 国技術者の短期受入, 県農業土木職員の  
 の短期派遣  
 ィアへの情報収集協力依頼

会推進シンポジウムの開催(柴田町)  
 団体との連絡会議, 市町村の巡回実施  
 相談センター設置・運営  
 ランティア整備  
 レット新規作成

の間の訪問団派遣/受入  
 デラウェア州, ニジェゴロド州  
 ニジェゴロド州  
 遣  
 受入  
 平成青少年遣欧使節団派遣(高校生10名)

ーション  
 香港, 韓国, タイ)  
 行会社, メディア, パワーブロガー等)  
 香港, 韓国, タイ)  
 ス, エアポートセールスの実施  
 修会実施  
 モニターツアー実施

目標指標：研修員受入数(累計)

現在値(H25当初)	目標値(H27末)	H27年度末実績
18人	29人	32人

目標指標：BOPビジネス構築件数(累計)

現在値(H25当初)	目標値(H27末)	H27年度末実績
0件	2件	0件

目標指標：多文化共生にかかる啓発事業を実施している市町村数

現在値(H25当初)	目標値(H27末)	H27年度末実績
2市町村	12市町村	6市町村

目標指標：企業等のマッチング件数(延べ数)

現在値(H25当初)	目標値(H27末)	H27年度末実績
43件	85件	81件

目標指標：外国人観光客宿泊者数

現在値(H25当初)	目標値(H27末)	H27年度末実績
75,000人	134,000人	161,250人

目標指標：仙台塩釜港コンテナ貨物取扱量(実入り)

現在値(H25当初)	目標値(H27末)	H27年度末実績
146,036.25TEU	166,000TEU	161,903TEU

- (展開) 風評払拭PRの継続実施, 新規構築ネットワーク等を活用した事業の推進  
 (展開) 企業訪問の継続実施, 広報ツールを用いた情報発信, 定期的なセミナー開催  
 (展開) 人的ネットワークの更なる強化, BOPビジネス創出に向けた継続的な情報収集  
 (展開) 市町村巡回結果を踏まえた多文化共生社会推進計画の着実な推進  
 (展開) 国際イベント等を活用したインバウンド推進の取組, 空港港湾利用促進の継続

**富県宮城の  
 実現に貢献**

## 2 県内港湾・空港からの貿易の状況（出典：横浜税関「宮城県の貿易概況」）

### （1）貿易額の推移

（単位：百万円）

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
輸出額	宮城県	349,169	142,055	194,295	272,203	320,684	318,470
	仙台塩釜港	298,790	129,077	186,911	259,784	306,815	299,997
	石巻港	31,424	8,831	4,699	7,440	8,232	9,480
	気仙沼港	588	121	70	71	209	254
	仙台空港	18,367	4,025	2,615	4,908	5,428	8,738
	全国	67,399,627	65,546,475	63,747,572	69,774,193	73,093,028	75,632,239
輸入額	宮城県	568,153	204,341	598,285	794,995	916,948	643,367
	仙台塩釜港	474,062	174,340	552,343	737,130	855,671	590,804
	石巻港	48,652	24,715	40,357	48,050	53,297	47,295
	気仙沼港	806	256	344	264	149	175
	仙台空港	44,633	5,029	5,242	9,552	7,831	5,093
	全国	60,764,957	68,111,187	70,688,632	81,242,545	85,909,113	78,467,563

### （2）主要品目（平成27年）

	輸 出				輸 入			
	品 目	金額 (百万円)	前年比 (%)	構成比 (%)	品 目	金額 (百万円)	前年比 (%)	構成比 (%)
1	ゴムタイヤ及びチューブ	69,605	99.8	21.9	原油及び粗油	235,120	47.2	36.5
2	事務用機器	50,272	123.7	15.8	石油ガス類	66,705	78.4	10.4
3	原動機	28,052	106.2	8.8	魚介類	43,092	112.9	6.7
4	石油製品	22,459	65.3	7.1	石油製品	24,808	57.1	3.9
5	鉄鋼の棒・形鋼及び線	19,981	84.9	6.3	航空機類	24,370	3.6倍	3.8
	総 額	318,470	99.3	100.0	総 額	643,367	70.2	100.0

### （3）主要国・地域（平成27年）

	輸 出				輸 入			
	仕向国	金額 (百万円)	前年比 (%)	構成比 (%)	仕出国	金額 (百万円)	前年比 (%)	構成比 (%)
1	アメリカ合衆国	109,668	121.4	34.4	クウェート	101,386	56.0	15.8
2	中華人民共和国	43,192	79.5	13.6	アメリカ合衆国	93,093	124.6	14.5
3	大韓民国	37,807	87.4	11.9	中華人民共和国	86,924	114.9	13.5
4	シンガポール	28,294	85.5	8.9	アラブ首長国連邦	63,632	54.0	9.9
5	タイ	17,477	113.8	5.5	ロシア	39,646	65.5	6.2
	総 額	318,470	99.3	100.0	総 額	643,367	70.2	100.0

### 3 宮城県に対する諸外国・地域の規制措置

(出典：農林水産省「諸外国・地域の規制措置（平成29年1月6日現在）」)

#### ① 日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止／他の食品につき証明書を要求

国・地域	品目	規制内容	備考
韓国 ※水産物についてはP.61を参照	きのこと類, たけのこ, くさそてつ, たらのめ, こしあぶら, ぜんまい, そば, 大豆, 米, スズキ, ウグイ, ヤマメ, マダラ, ヒガンフグ, イワナ, ヒラメ, クロダイ, アユ	輸入停止	
	上記県産品目を除く全ての水産品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については, 日付証明書
	上記県産品目及び水産品を除く全ての食品		
	養魚用飼料, 魚粉		
	その他の飼料 (牛, 馬, 豚, 家禽等)		
中国	全ての食品, 飼料	輸入停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産食品の海外輸出業者又は代理業者は, 登録が必要</li> <li>・日本産食品の中国輸入業者に対し, 輸入及び販売記録制度の導入</li> </ul>
レバノン	全ての食品	産地が記載された指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 レバノンにて検査を実施	

#### ② 日本のすべての食品につき証明書を要求

国・地域	品目	規制内容	備考
インドネシア	牛乳・乳製品, 食肉及びその製品, 穀物, 生鮮果実, 生鮮野菜, 加工食品, ミネラルウォーター	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求	報告書がない場合はインドネシアにて全ロット検査
	水産物, 養殖用薬品, えさ	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	証明書がない場合はインドネシアにて検査
ブルネイ	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求	
アルゼンチン	全ての食品 (種子は対象外)	政府又は亜国家原子力委員会作成の放射性物質検査証明書を要求, 政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣誓書を要求	
	飼料	政府作成の産地証明書を要求	
アラブ首長国連邦	全ての食品, 飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 (※) 輸入国にてサンプル検査が行われる場合がある	平成23年3月11日以前に生産及び製造した食品については, 日付証明書 (※) ドバイ首長国及びアブダビ首長国については, 指定検査機関作成の放射性物質検査報告書で輸入が認められる

国・地域	品目	規制内容	備考
オマーン	全ての食品	日本政府発行の「輸出事業者証明書」の写しを添付又は指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求	
	生鮮食品, 果実, ミルク(粉ミルクを含む)	上記に加え, オマーンにてサンプル検査を実施	
サウジアラビア	全ての食品, 飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に生産・加工した食品については日付証明書
バーレーン	全ての食品	日本政府発行の「輸出事業者証明書」の写しを添付又は指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求	
エジプト	水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	
	全ての食品, 飼料(水産物を除く)	政府作成の産地証明書を要求	
コンゴ民主共和国	全ての食品及び農業加工品	放射性物質検査証明書を要求等	
モロッコ	全ての食品及び飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月28日以前に日本を出港し, 且つ, 平成23年3月11日以前に収穫・加工されたものは規制の対象外

### ③ 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

国・地域	品目	規制内容	備考
シンガポール	食肉, 牛乳・乳製品, 卵, 野菜・果物とその加工品, 緑茶及びその製品, 水産物	政府作成又は商工会議所作成の都道府県ごとの産地証明(商工会議所の場合はサイン証明)を要求	放射性物質が検出された場合, 通関不可
香港	全ての食品	香港にてサンプル検査	
マカオ	野菜, 果物, 乳製品	輸入停止	米, 加工度の高い食品, 飲料は, 対象外
	食肉・食肉加工品, 卵, 水産物・水産加工品	産地が記載された指定検査機関作成の放射性物質検査結果報告書を要求	
台湾 ※平成27年5月1日以降の規制内容についてはP.61を参照	野菜・果実, 水産物, 海藻類, 乳製品, ミネラルウォーターなどの飲料水, ベビーフード	台湾にて全ロット検査	
	加工食品	台湾にてサンプル検査	
フィリピン	牛肉, 野菜・果実, 植物, 種苗等	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求	牛肉は, 衛生証明書を要求
	水産物	産地証明書を要求	

国・地域	品目	規制内容	備考
米 国	ゼンマイ、タケノコ、(野生の)コシアブラ、(野生の)タラノメ、クサソテツ、原木シイタケ(露地栽培)、野生のキノコ類、アユ(養殖を除く)、ヤマメ(養殖を除く)、クロダイ、ウグイ、スズキ、イワナ(養殖を除く)、牛の肉、クマの肉、イノシシの肉	輸入停止(平成28年12月29日付けのFDA輸入アラートに基づく)	
	牛乳・乳製品(輸入停止品目を除く)	米国の食品安全基準に違反していないことの証明の添付により許可され得る。	
	上記品目以外の食品、飼料	米国にてサンプル検査	
EU等 (EU28カ国及びEFTA(ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド))	きのこ類、水産物(活魚、海藻及びホタテを除く)、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ	政府作成の放射性物質検査証明書を要求輸入国にてサンプル検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年3月11日より前に生産、加工された食品・飼料(左記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。)については、日付証明書</li> <li>生産地・加工地が不明な左記の品目の使用割合が50%を超える食品・飼料は、放射性物質検査証明書</li> </ul>
	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料		
	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求輸入国にてサンプル検査	
ロシア	全ての食品	ロシアにてサンプル検査	
	水産品・水産加工品	輸入停止	
仏領ポリネシア	きのこ類、水産物(活魚、海藻及びホタテを除く)、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ	政府作成の放射性物質検査証明書を要求輸入国にてサンプル検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年3月11日より前に生産、加工された食品・飼料(左記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。)については、日付証明書</li> <li>生産地・加工地が不明な左記の品目の使用割合が50%を超える食品・飼料は、放射性物質検査証明書</li> </ul>
	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料		
	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求輸入国にてサンプル検査	
ニューカレドニア	きのこ類、水産物(ホタテ及び海藻を除く)、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年3月11日より前に生産、加工された食品・飼料(左記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。)については、日付証明書</li> <li>生産地・加工地が不明な左記の品目の使用割合が50%を超える食品・飼料は、放射性物質検査証明書</li> </ul>
	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料		
	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求	

④ 検査強化

国・地域	品 目	規制内容	備 考
パキスタン	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査 (放射性物質検査証明書があれば検査を省略) (個人輸入の携行貨物はサンプル検査を除外)	
ウクライナ	全ての食品	ウクライナにて検査を実施	
イスラエル	穀物(コメを含む), きのこと類, 山菜類, 水産物	産地が確認できる書類(インボイス等)を要求イスラエルにてサンプル検査(放射性物質検査報告書があれば検査を免除)	
	上記以外の全ての食品	産地が確認できる書類(インボイス等)を要求	
トルコ	全ての食品及び農水産物	トルコにて全ロット検査を実施	
カタール	全ての食品	カタールにてサンプル検査を実施	

## ※韓国による日本産水産物の輸入規制強化について

(出典：水産庁HP「韓国による日本産水産物の輸入規制強化について」)

韓国当局は、日本産水産物の輸入規制措置の強化について以下の通り発表しています

1. 福島県、宮城県、岩手県、青森県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県の8県からの全ての水産物について、平成25年9月9日から全面的に輸入を禁止。
2. 上記8県以外からの水産物については、韓国側の検査で放射性物質が微量でも検出されれば、ストロンチウム及びプルトニウム等の検査証明書を追加で要求。
3. 現行の韓国国内のセシウム基準(370Bq/kg)を日本と同じ100Bq/kgに変更。

## ※台湾の輸入規制措置について

(出典：農林水産省「台湾の日本産食品輸入規制措置の概要」)

地域	品目	規制内容
5県 (福島、茨城、栃木、群馬、千葉)	全ての食品(酒類を除く)	輸入停止
42都道府県(上記5県以外)	全ての食品(酒類を除く)	産地証明書 ①政府(地方公共団体を含む) (植物検疫証明書、自由販売証明書、衛生証明書等も可) ②政府が授権した機関(商工会議所等) ③業者等が公的機関に確認を受ける
	野菜・果実、水産物、海藻類、 乳製品、飲料水、乳幼児用食品	台湾にて全ロット検査
	加工食品	台湾にてサンプル検査
岩手、宮城、東京、愛媛	水産物	検査機関が発行する放射性物質検査報告書 ①中央主管機関が公表 ②その他日本の政府の認証 ③国際認証機関の認証
宮城、埼玉、東京	乳幼児用食品、乳製品、キャンディー、 ビスケット、穀類調製品等	
東京、静岡、愛知、大阪	茶類産品	

#### 4 宮城県の外国人延べ宿泊者数の推移（国・地域別）

（出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」）

（単位：人泊）

	国・地域	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28(速報)
1	台湾	38,050	8,050	15,950	22,540	31,350	48,760	60,420
2	中国	13,890	7,960	12,040	9,150	11,550	19,870	31,690
3	アメリカ	14,870	6,950	13,600	10,160	11,480	19,190	17,670
4	タイ	4,990	770	2,470	4,410	7,840	9,800	10,270
5	韓国	16,530	5,580	4,590	7,670	6,440	8,670	9,170
6	香港	27,210	3,290	4,220	3,200	4,290	4,170	6,040
7	オーストラリア	1,640	560	1,150	1,090	1,840	2,550	2,500
8	イギリス	1,430	650	1,070	1,140	1,720	2,480	2,300
9	シンガポール	3,880	540	390	650	810	1,630	2,270
10	フランス	1,990	760	1,060	890	1,120	2,490	1,900
11	ドイツ	1,840	590	1,230	970	1,880	2,680	1,770
12	インドネシア				660	390	1,320	1,420
13	カナダ	1,210	410	850	890	880	1,400	1,240
14	マレーシア	780	80	300	420	800	1,070	1,220
15	フィリピン				200	320	1,270	1,080
16	ベトナム				230	940	1,520	820
17	インド	460	70	340	660	260	760	800
18	ロシア	810	100	700	550	620	1,290	650
19	イタリア						360	490
20	スペイン						550	390
21	その他	22,480	8,930	12,960	11,560	15,750	21,410	16,540
	外国人延べ宿泊者数	159,490	47,860	74,590	78,400	102,550	161,250	180,930

※外国人延べ宿泊者数には国籍（出身地）不詳も含む。



## 5 県民の出国状況

### (1) 宮城県民の有効旅券数及び出国者数の推移

	県人口	有効旅券数		出国者数	
			増減		増減
H22	2,348,165	355,823		141,554	
H23	-	345,748	▲ 10,075	117,832	▲ 23,722
H24	-	357,397	11,649	168,754	50,922
H25	-	367,225	9,828	157,795	▲ 10,959
H26	-	370,128	2,903	149,945	▲ 7,850
H27	2,334,215	368,230	▲ 1,898	141,505	▲ 8,440

(出典) 県人口：総務省統計局 国勢調査（平成22年及び平成27年）

有効旅券数：外務省 旅券統計（5年旅券と10年旅券の合計）

出国者数：法務省 出入国管理統計

### (2) 平成27年宮城県民の出国状況（年齢階層別）

年齢区分	県人口	出国者数	構成比	人口比
0-4歳	88,787	1,867	1.3%	2.1%
5-9歳	95,243	2,245	1.6%	2.4%
10-14歳	101,973	2,664	1.9%	2.6%
15-19歳	113,969	5,490	3.9%	4.8%
20-24歳	116,391	12,345	8.7%	10.6%
25-29歳	120,512	15,106	10.7%	12.5%
30-34歳	135,196	14,359	10.1%	10.6%
35-39歳	152,236	12,003	8.5%	7.9%
40-44歳	166,058	12,995	9.2%	7.8%
45-49歳	145,597	11,429	8.1%	7.8%
50-54歳	142,740	11,495	8.1%	8.1%
55-59歳	148,606	10,660	7.5%	7.2%
60-64歳	169,017	11,289	8.0%	6.7%
65-69歳	168,177	10,322	7.3%	6.1%
70歳以上	420,063	7,236	5.1%	1.7%
年齢不詳	49,334	-	-	-
総数	2,333,899	141,505	100.0%	6.1%

(出典) 県人口：総務省統計局 平成27年国勢調査

出国者数：法務省 出入国管理統計

## 6 仙台空港利用状況

### (1) 仙台空港着陸回数及び乗降客数の推移

(出典：国土交通省「空港管理状況調書」)

年度	着陸回数(回)			乗降客(人)		
	国際線	国内線	計	国際線	国内線	計
平成22年度	1,104	20,692	21,796	258,872	2,363,415	2,622,287
23年度	269	14,992	15,261	69,246	1,776,717	1,845,963
24年度	858	22,333	23,191	186,421	2,513,227	2,699,648
25年度	800	27,729	28,529	175,202	2,989,413	3,164,615
26年度	805	26,990	27,795	167,029	3,072,541	3,239,570
27年度	727	24,415	25,142	160,169	2,954,079	3,114,248

### (2) 仙台空港国際線就航状況(平成29年2月1日現在)

就航先	航空会社	便数/週	所要時間
ソウル	アジアナ航空	7往復(毎日)	2時間
グアム	ユナイテッド航空	2往復(木・日)	4時間
上海/北京	中国国際航空	2往復(水・日)	3時間/6時間
台北	エバー航空	4往復(水・木・土・日)	3時間
	タイガーエア台湾*	4往復(火・水・金・土)	3時間

\*平成28年6月に就航した県内初の国際線LCC

### ※東日本大震災後運休となっている路線

就航先		便数/週	所要時間
大連/北京	中国国際航空	2往復(火・金)	3時間/5時間半
長春	中国南方航空	2往復(月・木)	2時間20分



## みやぎ国際戦略プラン（第4期）

平成 29 年 3 月

宮城県 経済商工観光部 国際経済・交流課

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-2972 / FAX : 022-268-4639

E-mail : kokusaik@pref.miyagi.jp

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ftp-kokusai/>